

消費者団体訴訟制度の在り方について

平成 17 年 6 月 23 日

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会

目 次

はじめに	1
第1 消費者団体訴訟制度の必要性	2
1. 消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性	2
2. 消費者被害の未然防止・拡大防止における消費者団体の重要性	3
3. 消費者団体に差止請求権を認める必要性	3
4. 消費者被害の損害賠償請求について	4
第2 消費者団体訴訟制度の在り方	5
1. 基本的考え方	5
2. 差止めの対象とすべき事業者の行為	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 差止めの対象とすべき実体法の規定	6
(3) 具体的に差止請求の対象とすべき行為等	8
3. 適格消費者団体の要件の在り方	10
(1) 基本的考え方	10
(2) 適格要件の具体的な在り方	11
(3) 適格要件への適合性判断の在り方	16
(4) 事後的担保措置	17
4. 訴訟手続の在り方	20
(1) 基本的考え方	20
(2) 適格消費者団体相互の関係について	20
(3) 差止判決の実効性確保について	22
(4) 制度運営の円滑化について	23
(5) 不適切な訴えの提起に対する措置	25
5. 制度の実効性を高めるための方策	25
(1) 適格消費者団体の自主的な取組みの重要性	25
(2) 環境整備の方向性	26
審議経過	30
消費者団体訴訟制度検討委員会委員名簿	32
<参考資料>	

はじめに

近年、消費者契約に関わるトラブルが増加しており、その内容は一段と多様化・複雑化している。こうした中で、消費者の利益の擁護を図るための仕組みとして、消費者団体が消費者全体の利益のために訴えを提起することを認める制度（消費者団体訴訟制度）を導入する必要性が高まっている。

消費者団体訴訟制度については、消費者契約法制定に際しての衆参両院における附帯決議（平成12年4月）、司法制度改革推進計画（平成14年3月閣議決定）等において、その検討の必要性が指摘されてきた（資料1）。

また、平成15年5月の国民生活審議会消費者政策部会報告においては、差止めを中心とする消費者団体訴訟制度を早急に導入することが必要である旨が提言された。

このような中で、平成16年4月、国民生活審議会消費者政策部会に消費者団体訴訟制度検討委員会が設置された。以降、本検討委員会では、関連団体へのヒアリングを経て、制度を構築するための主な論点について討議を行い、平成16年12月には「消費者団体訴訟制度の骨格について」をとりまとめたところである。

年明け後も、骨格をもとに更なる論点整理を行ってきたところであり、本報告は、これまでの検討に基づき、消費者団体訴訟制度の在り方につき、その方向性についてとりまとめたものである。

第1 消費者団体訴訟制度の必要性

1. 消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性

近年、商品・サービスに関する消費者トラブルが増加しており、特に消費者契約に関わるトラブルについては、全国の消費生活センター等に寄せられた苦情相談の8割程度を占め、深刻な状況となっている（資料2）。

消費者契約に関連した被害については、一般に、同種の被害が多数の者にわたるといった特徴を有している。このため、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を何らかの方法で抑止する必要がある。

この抑止の手法については、消費者政策の在り方に関し、行政による事業者に対する規制よりも、市場メカニズムを活用するものに重点をシフトすることが求められていることを踏まえて検討する必要がある（資料3）。

しかし、消費者にとって、事業者の行為の不当性を認識した場合には、契約の締結を回避すれば足りることもあり、現行法上、直接的な被害を受けていない消費者が、事業者の不当な行為の抑止を求める権利は認められないとされている。

こうしたことを踏まえ、事業者の不当な行為の抑止につき、どのような者がどのような方法で当たるのが適当であるかについての検討が求められている。

2．消費者被害の未然防止・拡大防止における消費者団体の重要性

消費者団体には、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど消費者の視点に立って活動することが期待されている（資料4）。

平成16年6月に施行された消費者基本法において、新たに消費者団体に関する規定が設けられ、消費者団体の努める活動の一つとして、「消費者の被害の防止及び救済のための活動」が盛り込まれた（資料5）。

このような役割が期待される消費者団体は、事業者の不当な行為を抑止する重要な担い手と考えられる。

3．消費者団体に差止請求権を認める必要性

消費者団体の中には、実際、事業者の不当な行為を抑止する担い手となるべく、事業者に対して、不当な行為の改善を求める活動などを自主的に行い、一定の成果を上げているものがある。

しかしながら、これらの自主的な活動には法的な裏付けがないことから、事業者側から誠実な対応が得られない場合があるなど、その実効性において限界があると指摘されている（資料6）。

こうしたことを踏まえると、現行制度は、事業者の不当な行為を抑止していく上で十分とはいえないと考えられる。このため、一定の消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める必要がある¹。

¹ このような制度は、EU諸国をはじめとする多くの諸外国で既に導入されており、消費者被

4 . 消費者被害の損害賠償請求について

消費者被害は、同種の被害が多数の者に及ぶものの、個々の消費者に生じる被害額が比較的少額であることから、事後の被害救済を求めて個々の消費者が訴えを提起することは困難な場合が多い。このため、消費者団体が個々の被害者に代わって損害賠償を請求するといった制度の導入が必要との考え方がある。

この考え方は、個々の被害者が損害賠償請求権など事業者に対する何らかの請求権を有していることを前提として、少額多数被害救済の実効性を確保しようとするものである²。

しかしながら、このような少額多数被害救済のための手法については、消費者団体が損害賠償等を請求する制度以外にも、様々なものが想定され得る。

実際、こうした観点から、選定当事者制度の改善³がなされ、その他司法アクセスの改善など、個人が訴えを提起することに伴う困難性そのものを改善しようとする具体的な施策が講じられつつある(資料9)。

このように、消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入については、上記のような手法の展開を十分に注視し、その上で、同制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである⁴。

害の未然防止・拡大防止において相当の役割を果たしていると考えられる(資料7)。

² この点で、直接的な被害を受けていない者に事業者の不当な行為の差止めを求める権利が現行法上は認められていない未然防止の局面とは大きく異なる。

³ 選定当事者制度とは、共同の利益を有するものの中から全員のために原告(または被告)となるべき一人または数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。平成8年の民事訴訟法改正により、選定の要件が緩和された(資料8)。

⁴ なお、消費者団体による損害賠償の請求に関しては、消費者個人の損害賠償請求権を前提としない考え方(利益の吐き出し請求等)もあるが、そのような考え方は、我が国において一般

第2 消費者団体訴訟制度の在り方

1. 基本的考え方

差止めを中心とする消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対して民事実体法上の請求権を認めるものとするのが適切である。

こうした考え方を踏まえると、本制度には、請求権を行使する主体とそれによって保護される利益の帰属先が異なるという大きな特徴がある。

このため、制度の導入にあたっては、以下の点について、十分検討を行う必要がある。

ア .消費者全体の利益を擁護するという観点から、事業者のどのような行為を差止めの対象とすべきか

(差止めの対象とすべき事業者の行為)

イ .消費者全体の利益のために請求権を行使する主体としてふさわしい消費者団体(適格消費者団体)はどのようなものか

(適格消費者団体の要件の在り方)

ウ .請求権を行使する主体と、それによって保護される利益の帰属先が異なることなどから、訴訟手続において特段の措置を講じる必要があるか

(訴訟手続の在り方)

的ではなく、慎重な検討が必要と考えられる。

なお、差止請求権が不適切に行使されると、事業者の正当な事業活動を阻害するだけでなく、消費者全体の利益をかえって損ねてしまうことにもなることから、このような事態を防ぐ観点からも十分な検討を行う必要がある。

2. 差止めの対象とすべき事業者の行為

(1) 基本的考え方

消費者契約法⁵は、消費者利益を擁護するために、消費者契約全般に広く適用される一般的な民事ルールとしての性格を有するものであり、本制度の対象となる実体法については、消費者契約法を基本とすることが適当である（資料10・11）。

なお、私法関係の基本法である民法及び商法においても、消費者契約における事業者の不当な勧誘や不当な契約条項に広く適用され得る規定があるが、これらの規定を本制度の対象とするかどうかについては、その規定（要件）の具体性・明確性を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

(2) 差止めの対象とすべき実体法の規定

不当な契約条項の使用

消費者契約においては、事業者が多数の消費者を対象として同

⁵ 消費者契約法は、大きく分けて 不当な契約条項に対する規律及び 事業者の不当な勧誘行為に対する規律によって構成されている。

—または同種の取引を行うことが一般的である。このため、事業者が使用する契約条項の中に不当な契約条項が含まれている場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、事業者による不当な契約条項の使用に対する差止めを認めることが必要である。

消費者契約法の規定の中で不当な契約条項を対象としているものは、以下のとおりであり、これらの規定に該当する契約条項を差止めの対象とすべきである（資料12）。

第8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

これらの規定の中には、該当する契約条項が具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれ得るものや、該当する契約条項の一部についてのみ無効とされるものがある。

こうした「一部無効」とされる契約条項については、

- ・ 無効となる場合があり得る契約条項がそのまま使用されることは適当でないこと
- ・ 事業者には消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することが求められていること（消費者契約法第3条）

から、これらの規定に該当する契約条項についても差止めの対象とすべきである（資料13・14）。

不当な勧誘行為

消費者契約においては、事業者が契約の締結を勧誘するにあたって不当な勧誘方法が用いられ、消費者・事業者間のトラブルが発生する事例が多い。

このため、事業者による一定の不当な勧誘行為が反復継続して行われているなどの場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、差止めを認める必要がある。

消費者契約法の規定の中で不当な勧誘行為を対象としているものは、以下のとおりであり、これらの規定に該当する勧誘行為は差止めの対象とすべきである（資料15）。

第4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第1項第1号（不実告知）

第2号（断定的判断の提供）

第2項（不利益事実の不告知）

第3項第1号（不退去）

第2号（監禁）

（3）具体的に差止請求の対象とすべき行為等

基本的考え方

本制度は、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対し差止請求権を認める制度である。

したがって、事業者の不当行為が消費者全体の利益に影響を及ぼす可能性がある場合に差止めを認める必要がある。

代理人や受託者等に対する差止め

事業者が、代理人や受託者等を通じて、消費者に対して契約の締結についての勧誘をしたり、消費者との間で契約を締結したりする場合がある（資料16）。

不当な勧誘行為については、契約主体である事業者だけでなく、実際の勧誘行為を行う代理人や受託者等についても、差止めの相手方とする必要があると考えられる。

一方、不当な契約条項の使用については、これらの者が契約締結に関わっていても、契約を締結する主体はあくまで当該事業者であることから、当該事業者を差止めの相手方とすれば基本的に足りるものと考えられる。

いわゆる「推奨行為」について

事業者に対して、不当な契約条項を含む契約書を、当該事業者が消費者との間で締結する契約において用いるよう推薦したり提案したりするような場合があり、このようないわゆる「推奨行為」についても、効果的な差止めという観点から、差止めの対象とすべきとの考え方がある。

しかしながら、「推奨行為」は主体や推奨の程度がさまざまであることに加え、その取扱い如何によっては事業者団体による自主的なルールづくり等への萎縮効果をもたらすおそれもある。また、推奨された不当な契約条項を使用する事業者に対して差止請求をすることが可能であることを踏まえると、いわゆる「推奨行為」を差止めの対象とすることについては慎重に検討する必要がある。

いわゆる「認可約款」について

我が国では、個別法令により、特定の業を営む事業者が使用する約款につき、行政庁の認可を得ることを義務付ける等の規制がなされている例（いわゆる「認可約款」）がある。

このような認可約款の使用についても、これらの約款が裁判所の司法的判断に服することを踏まえると、特段、差止対象から除外する必要はないものと考えられる（資料17）。

3. 適格消費者団体の要件の在り方

(1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度が、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体（適格消費者団体）に対し差止請求権を認める制度であることを踏まえると、適格消費者団体の要件は、以下の3つの観点を基本とすべきである。

ア .消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか （消費者利益代表性）

イ . 差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか （訴権行使基盤）

ウ . 不当な目的で訴えを提起するおそれはないか （弊害排除）

具体的な適格要件の設定にあたっては、適格消費者団体の行使する差止請求権が、社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要がある。

(2) 適格要件の具体的な在り方

法人格

団体は法人格を取得することによって権利・義務の主体となることが原則である⁶。

我が国においては、法人格を有しない団体であっても、いわゆる権利能力なき社団と認められる場合には、訴えを提起することも民事訴訟法上可能とされている。しかしながら、権利能力なき社団に該当するかどうかは個々の裁判において判断されるため、法人格を有しない団体を適格消費者団体として認めることは、制度の安定性を欠く⁷。

このため、法人格を有していることを要件とすることが必要である。

団体の目的

団体がその定款等において規定する団体の目的に消費者全体の利益擁護が掲げられている必要がある。

営利を目的とする法人、消費者問題とは異なる分野の活動を目的とする法人、特定の者の利益の擁護や団体の構成員の相互扶助を目的とする法人は適格消費者団体の対象から除外すべきである⁸ (資料 19)。

⁶ 法人とは、自然人以外のもので、法律上、権利・義務の主体たり得るものをいう。法人には、営利を目的とする法人のほか、公益法人や社会福祉法人等、いくつかの形態がある(資料 18)。

⁷ 近年、NPO法人制度や中間法人制度が新たに創設され、非営利団体が比較的容易に法人格を取得し得る環境が整備されてきている。

⁸ 適格消費者団体が活動資金の確保等のために事業を実施し、一定の収入を確保することについては、「消費者全体の利益擁護」という目的の遂行に支障のない限りにおいて実施できるものと考えられる。

なお、消費者問題のうち、特定の分野（金融分野、賃貸借分野等）に限って活動する法人であっても、その活動を通じて消費者全体の利益擁護を図ることを目的としているのであれば、活動が特定の分野であることのみをもって、適格消費者団体から除外する必要はない。

活動実績

消費者利益代表性を有すると真に認められるためには、当該団体の主たる活動が、上記の目的に沿って、相当期間、継続的に行われている必要がある。

その判断に当たっては、当該団体自身の活動に基づくとともに、任意団体として活動していた団体が法人格を新たに取得した場合については、団体としての同一性、継続性が認められる活動である限り、任意団体時代の活動実績も考慮することが適切であると考えられる⁹。

団体の規模

団体の規模の要件については、一定の消費者からの支持を得ていることの表れとして、消費者利益代表性を判断する基準の一つと考えられる一方、団体が継続して活動し得ることの表れとして、訴権行使基盤を判断する基準の一つとも考えられる。

この団体の規模の判断に当たっては、当該団体の構成員数（会員数）の規模ではなく、人材の確保、情報収集・分析体制、独自

⁹ また、団体の目的や活動実績の要件をいずれも満たす団体同士が合併する等して新団体を結成した場合においては、新団体結成後の活動期間について一定の配慮をすることが適切と考えられる。

の事務局といった体制面や当該団体の行っている事業活動の内容（受益範囲や規模等）が重要な指標となると考えられる。

事業者等からの独立性

適格消費者団体は、消費者の意見を十分反映して運営されるべきものであるが、当該団体が特定の事業者や事業者団体等の影響下にある場合、事業者の不当な行為に対して十分な対応を期待し得ない、競合する事業者に対する不当な訴えが提起されるおそれがあるなどの問題が想定される。消費者全体の利益を擁護するという消費者団体訴訟制度の趣旨に鑑みると、事業者等からの独立性を要件とする必要がある¹⁰。

適格消費者団体が差止請求権を適切に行使し得るためには、適格消費者団体において差止請求権を行使するか否かを決定する機関がその意思決定を適切に行うことが必要である。

このため、特定の事業者の関係者もしくは同一業界関係者が当該機関の構成員（役員）の一定割合以上を占めないようにすることが求められる¹¹（資料 20・21）。

また、個別の案件によっては、適格消費者団体の一部の役員と、差止めを求めようとする事業者等との間に利害関係が生ずる場合（当該役員が、当該事業者等の役員を兼任している場合など）が想定される。適格消費者団体は、こうした場合の弊害を排除す

¹⁰ 適格消費者団体が活動資金の確保等のために事業を実施する場合、当該事業との関係で不当な訴えが提起されるといった弊害が想定される。このような場合についても、目的等適格要件の審査や後述する事後的担保措置等により、当該事業と同種の事業を行っている競合相手等に対し不当な訴えが提起される等の弊害が生じないようにする必要がある。

¹¹ 消費者全体の利益擁護を目的とし、その目的に沿った活動実績を有する非営利団体については、適格消費者団体自体の目的等に合致することから、影響を排除すべき事業者等と捉える必要はない。

るための措置（当該役員の議決権の停止等）を、その事業規程等において、あらかじめ定めておく必要がある。

組織運営体制、人的基盤、財政基盤

ア．基本的考え方

消費者団体訴訟制度が消費者全体の利益のために実効的かつ適切に運用されるためには、差止請求権が的確に行使される必要がある。

このため、適格消費者団体には、差止請求の対象となり得る事案に関する情報の収集・分析、事業者に対する事前交渉や差止請求、消費者への情報提供等、一連の活動を適切に行うことが求められる（資料22）。

適格消費者団体は、こうした活動が確実に遂行される基盤として、適切な組織運営体制や人的基盤、財政基盤を備えていることが必要である。

また、それらを裏付けるものとして、活動を公正かつ適切に行うために必要なルールが、適格消費者団体の事業規程等において、明確に定められている必要がある。

イ．組織運営体制

適格消費者団体が差止請求権を適切に行使し得るためには、消費者被害情報を広く日常的に収集できる体制や検討部門など適切な組織体制の下で、健全で透明性の高い事業運営が行われていることが必要である。

このため、組織体制（理事会、情報収集体制、検討部門、独自

の事務局等)や差止請求権行使の実施方法、情報管理・情報開示、団体としての意思決定の在り方や内部監査の措置等が適切に整備されていることが求められる(資料23)。

ウ．人的基盤

適格消費者団体が差止請求権を的確に行使するためには、消費者被害の実情に精通するとともに、法的な分析を行うことが求められる。

このため、適格消費者団体には、単に情報収集や分析・検討を行う体制が整備されているだけでなく、消費者問題や法律問題についての専門的知識や経験等を備えた人材(消費生活相談員、弁護士、司法書士等)が確保されていることが必要である。

エ．財政基盤

財政基盤は団体の活動の裏付けとなるものであり、継続的に活動し得るに十分な財政基盤を有していることが必要である。

このため、訴えの提起に要する費用をはじめ、活動に要する支出の見込みが具体的に算定されており、かつ、それに見合う確実な収入の見通しがあるなど、健全な財政運営が求められる¹²。

反社会的存在等の排除

差止請求権を行使しようとする団体が暴力団等の反社会的存在の支配の下にある場合、正当な権利行使を装って事業者等に不

¹² 寄付金等の収入を予定している場合や、ボランティアを活用することを想定している場合においては、十分な見込みがあることが求められる。

当な要求を行うことが想定される。このため、このような反社会的存在からの独立性を要件とすべきである。

具体的には、過去において団体自身に関係法令に違反する行為がないことを求めたり、役員の不格事由を定めることが考えられる。

(3) 適格要件への適合性判断の在り方

消費者団体が適格要件を満たしているかどうかの判断については、あらかじめ行政が団体の適格要件への適合性を判断する方法と、団体が個別に提起した訴えごとに裁判所が当該団体の適格要件への適合性を判断する方法が考えられる。

前者の方法については、どの消費者団体が適格消費者団体であるかが消費者・事業者双方にとって明確となり、訴訟前交渉の促進、不適切な団体による不当な要求の防止等を通じて、消費者団体訴訟制度の効果的・効率的な運営に資すると考えられる。

一方、後者の方法については、訴え提起時点では制限がないことから、事業者の不当な行為の発生後、より迅速に訴えを提起することが可能になるといったメリットも考えられるが、前者の方法と比べ、制度の安定性や信頼性の確保の面で問題があると考えられる¹³。

以上を踏まえると、行政があらかじめ適格要件への適合性を公正かつ透明な手続の下に判断すべきである。

公正かつ透明な手続を実現するためには、

¹³ 例えば、個別の訴えごとに適格要件の適合性が争われる可能性があるほか、不適切な団体を排除することや訴訟前の交渉を促すことが困難となることが考えられる。

判断主体(行政)の拠って立つべき適合性判断の基準を法令等において明確に規定する、

必要に応じ、関係省庁等関係機関から意見を聴取する、

団体の申請について、一定期間、公衆の縦覧に供し、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の見地からの意見を参考にする

等の措置が必要と考えられる。

なお、判断主体に関連して、審査の専門性・透明性を高めるために第三者機関を設置すべきとの考え方もあり得るが、

- ・ 適格性を認められた消費者団体に特に差止請求権を認めるものであることを踏まえると、事後的担保措置も含めて、迅速かつ責任を持って判断し得る行政機関においてなすことが適当であること
- ・ 上記 ~ のような措置を講じることにより、専門性・透明性を高めるという趣旨を実現し得ると考えられること

から第三者機関を設置することについては、その必要性を含め慎重に検討すべきである。

(4) 事後的担保措置

基本的考え方

消費者団体訴訟制度を適正に運営していくためには、行政によって適格要件を満たしていると判断された後も、適格消費者団体の適格性が維持されていなければならない。そのため、適格性が維持されていることを担保する仕組みを整備し、適格要件を満た

さなくなった団体が差止請求権を行使することのないようにすることが必要である（資料24）。

具体的措置

具体的には、以下のような仕組みを構築することが適切である。

- ア．一定の有効期間を定め、期限の到来時に行政が改めて申請時と同様の基準・方法で適格性を再審査する更新制を設ける。
- イ．その有効期間内においては、行政が当該適格消費者団体から事業報告書の提出等、節目節目で報告を受けるとともに、適格性に疑いが生じる等必要な場合には、差止請求権の公正・適切な行使等を担保する観点から、行政が必要な措置（報告徴収、立入検査、改善命令、適合性判断の取消し等）を講じる。
- ウ．適格消費者団体の事業活動やその活動資金等について広く情報公開・開示を行い透明性を高める。また、情報公開の内容の裏付けとなる帳簿の備付けを義務付けるとともに、虚偽記載等について一定のペナルティ措置を設ける。

事後的担保措置のための仕組みの一つとして、独立性・専門性を有する第三者による業務・会計に関する、いわゆる外部監査を適格消費者団体に対して義務付けるべきとの考え方もある。こうした外部監査は、他の制度においても一定の規模以上のものなどに対象が限定されていること、行政による事後的担保措置や情報公開措置を適切に講じることなどにより同様の趣旨を実現できるものと考えられることから、その義務付けについては慎重に検討する必要がある。

なお、適格消費者団体が自らの信頼性を高めるために、消費者・事業者への説明責任を積極的に果たすことが重要であるとともに、自主的に第三者のチェックを受けることが望ましい。

適格消費者団体の責務規定・行為規範

適格消費者団体が、適格要件を満たしていても、個別事案によっては、

- ア．競合事業者に対する妨害目的といった不当な訴えの提起
- イ．差止請求権の行使に仮託して和解金等の不当な利益を得るなど差止請求権を不適切に行使する事態も想定される。

このため、適格消費者団体による差止請求権の行使が、消費者全体の利益擁護のために適切に行われるための担保措置を講じる必要がある。

こうした担保措置としては、

- ア．適格消費者団体に求められる責務規定・行為規範（例えば、上記のような事態を引き起さないための規範）を、法令等において明らかにするとともに、
- イ．個々の適格消費者団体においても、当該規範等に適合するよう具体的な事業規程等、明文の規定を策定することが適切である。

また、かかる責務規定・行為規範に反するような事態が発生する等必要な場合には、差止請求権の公正・適切な行使等を担保する観点から、行政が必要な措置（報告徴収、立入検査、改善命令、適合性判断の取消し等）を講じ得るものとするのが適当である。

4．訴訟手続の在り方

(1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度における訴訟手続については、本制度が民事訴訟の枠組みを利用するものであることから、原則として民事訴訟法の規定に従うべきである。

一方、本制度には、

- ・ 訴えを提起し得る適格消費者団体が複数存在すること
- ・ 訴訟により消費者全体の利益の擁護を目指すものであること
- ・ 我が国の法制上新しい訴訟類型であること

という特色がある。

これらの特色を踏まえ、手続ルールの明確化や濫訴の防止を図ることなどにより制度を有効・適切に運営するという観点から、訴訟手続に関して、特段の措置を講じる必要があるかどうかについて、個別に検討を行う必要がある。

(2) 適格消費者団体相互の関係について

既判力の範囲

本制度における差止請求権はそれぞれの適格消費者団体に認められた権利と考えられる。この場合、ある適格消費者団体が提起した差止請求事件における判決の既判力¹⁴の範囲については、

¹⁴ 確定判決には、以後この確定判決の判断に反する主張を認めないとする効力（既判力）が認められており、この既判力は原則として訴訟当事者に及ぶ（資料 25）。

当該事件の当事者限りとし、他の適格消費者団体には及ばないとすることが民事訴訟法の基本原則に整合的である。

一方、このような民事訴訟法の基本原則によった場合、他の適格消費者団体による訴え提起によって紛争の蒸返しが生じるのではないかという懸念がある。

このため、そうした訴えの提起自体が抑止され得るよう、適切な適格要件の設定・適合性の判断、適格消費者団体についての情報公開等の各種の措置を適切に運営するとともに、一定の不適切な訴えの提起自体を認めない仕組みを導入するなど、所要の措置について検討する必要がある。

同時複数提訴の可否

ある適格消費者団体が起こしている差止めを求める訴えの係属中に、別の適格消費者団体が同一事案に関して、さらに差止めを求める訴えを提起(同時複数提訴)し得るかどうかに関しても、特段制限されないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である(資料26)。

このような民事訴訟法の基本原則によった場合、他の適格消費者団体による訴え提起によって、事業者に過重な負担が生じるのではないかという懸念もある。

このため、既判力の範囲の問題と同様に、適切な適格要件の設定等、各種の措置を適切に運営するとともに、一定の不適切な訴えの提起自体を認めない仕組みを導入するなど、所要の措置について検討する必要がある。

請求の放棄、訴訟上の和解等の可否

民事訴訟法上、請求の放棄、訴訟上の和解等については、原則として当事者の意思により自由になすことができることとされており、特段の制限がされないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である（資料 27）。

（ 3 ） 差止判決の実効性確保について

判決の周知・公表

本制度は、消費者全体の利益擁護を図ることを目指すものであり、被害の未然防止・拡大防止や個別事件の解決促進にも資するよう、差止判決の内容等を消費者に広く周知させることが重要である。このため、消費者への情報提供として効果的な手法が求められる。

このための手法としては様々なものが考えられるが、適格消費者団体が消費者への情報提供を自主的かつ積極的に行うことが、まず求められる。

このような適格消費者団体の自主的な活動を基本としつつ、差止判決等の内容が、できる限り多くの消費者に周知され、被害の未然防止・拡大防止や個別事件の解決促進につながるよう、国民生活センター等の公的機関による情報提供の仕組みについても検討する必要がある。

判決の援用制度

消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ等一部の国では、差止判決の実効性を確保するため、消費者が個別訴訟の中で当該差止判決を援用する場合、差止めの対象とされた個別の条項を無効とみなす規定が設けられている（資料28）。

この援用制度については、判決の実効性確保、個別消費者の利益などの観点から、導入することが必要との指摘がある。

しかしながら、援用制度は、判決の効力に関する民事訴訟法の一般原則に対して、我が国の法制度上これまでにない例外を定めるものであることから、その導入の是非や、「一部無効」の契約条項の使用差止めをした判決を援用する場合の効果など制度設計の詳細をめぐって様々な考え方があり得る。また、その必要性についても、強制執行制度や判決の周知・公表といった差止判決の実効性確保策の効果を見極める必要がある。このため、援用制度の導入については、慎重な検討が必要と考えられる。

（４）制度運営の円滑化について

事業者との事前交渉

消費者団体訴訟において、適格消費者団体と相手方事業者との間の事前交渉（警告・交渉等）を充実させることは、消費者団体及び相手方事業者双方の負担を軽減するとともに、早期解決につながると思われる。

しかし、被害拡大防止のため緊急の対応が求められる場合や事業者が交渉に応じない旨を明らかにしている場合などが想定さ

れ、事前交渉を義務付けることは適切ではない。

一方、適格消費者団体と相手方事業者との交渉を促し、不当行為の抑止につなげる観点から、警告書の送付など、適格消費者団体が差止請求権の行使を準備していることを相手方事業者に対して通知することは必要と考えられる^{15 16}。

管轄裁判所の決定

本制度における差止めを求める訴えを管轄する裁判所については、当該訴えが個別具体的な被害者の救済を求めるものではないこと、同時複数提訴による弊害に対処する必要があること、制度の円滑な運営を図る必要があることから、被告である事業者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切である（資料 30）。

なお、こうした趣旨を踏まえつつ、双方当事者の合意による管轄など、一定の例外を認める必要があると考えられる（資料 31）。

訴額の算定

本制度における差止めを求める訴えの訴額の算定については、適格消費者団体が金銭的な利益を得るわけではないことから、非財産権上の訴えと同様の取扱いをすることが適当である（資料 32）。

¹⁵ 相手方事業者との事前交渉等の場においては、ADR（裁判外紛争解決手続）を利用することも可能である。厳格な裁判手続とは異なるADRを利用することにより、当事者の自主性を生かしつつ、簡便・迅速な解決が期待できる（資料 29）。

¹⁶ 事前交渉とは別に、本制度における差止請求権を被保全権利とする民事保全手続が利用されることも想定され得る。このため、保全の必要性、事前通知との関係などにつき検討する必要がある。

(5) 不適切な訴えの提起に対する措置

真に消費者全体の利益擁護の目的ではなく、競合事業者に対する妨害目的等の不当な目的でなされる訴えの提起については、適切な適格要件の設定・適合性の判断、適格消費者団体についての情報公開等の各種の措置を適切に運営することにより、制度的に抑止され得るものと考えられる。しかしながら、消費者全体の利益擁護という適格消費者団体に差止請求権を認めた目的に鑑み、制度の濫用防止に万全を期す観点から、不当な目的でなされる訴えについては、その提起自体を認めない仕組みとする必要がある¹⁷。

5 . 制度の実効性を高めるための方策

(1) 適格消費者団体の自主的な取組みの重要性

消費者団体訴訟制度が消費者全体の利益を擁護するという本来の目的を達するためには、適格消費者団体が差止請求権を制度の目的に沿って適切に行使することが求められる。

そのためには、適格消費者団体が、十分な情報収集力、人材、財政基盤等を備えている必要があり、これらは適格要件の重要な要素である（前掲資料 22）。適格消費者団体は、これらの基盤を備えるため、まずは自主的な取組みを行う必要がある。

¹⁷ 株主代表訴訟等において設けられている担保提供制度を導入すべきとの考え方もあるが、6箇月前より引き続き株式を有する株主であれば誰でも提起可能な仕組みに伴う制度とは、前提が異なること等を踏まえ、慎重に検討すべきである。

(2) 環境整備の方向性

基本的考え方

適格消費者団体の自主的な取組みを基本としつつ、制度の実効性を高める観点から、適格消費者団体が差止請求権をより行使しやすくするための環境整備を図ることが求められる。

情報面における環境整備

差止請求権行使の前提となる消費者被害の情報収集については、適格消費者団体の自主的取組みが基本となるが、適格消費者団体が被害事案の分析を進める中で、地方自治体の消費生活センターや国民生活センター（以下「センター」）の保有する消費生活相談情報が必要となり、その提供を求める状況も想定される。

適格消費者団体が差止請求権をより行使しやすくするための環境を整備する観点から、差止請求権の的確な行使のために必要と認められる場合においては、センターが保有する消費生活相談情報につき、一定の範囲で情報を提供する必要がある。

一方、適格消費者団体の自主的取組みの重要性、センターが保有する消費生活相談情報には未確認情報や個人情報が含まれること等を踏まえると、提供すべき情報の範囲や提供された情報に関する守秘義務の在り方については、さらに検討する必要がある。

また、これら個別の消費生活相談情報の提供に限らず、消費者の自立支援のための情報提供の一環として、適格消費者団体や広く消費者に対し、消費者契約に関連した情報や研究成果が積極的に提供される必要がある。

人材面における環境整備

適格消費者団体が差止請求権を的確に行使するためには、消費者問題や法律問題についての専門的知識や経験等を備えた人材を確保していることが必要である。

国民生活センターでは、地方公共団体、消費者団体、事業者等を対象として、新たなニーズに即して研修を実施することとしている。適格消費者団体の自主的な取組みに加え、国民生活センターが実施する研修を活用するなど、消費者団体訴訟制度に関する研修の機会を確保することが求められる（資料 33）。

資金面における環境整備

適格消費者団体が差止請求権を的確に行使するための財政基盤を確保・維持するためには、

- ア．消費生活相談員、弁護士、司法書士等の専門家を活用した事業を実施し、一定の収入を確保する
 - イ．活動のPRを通じて、会費、寄付金収入を確保する
- 等の取組みが考えられる。

また、適格消費者団体から独立した中立的立場の団体・ファンド等が寄付金の受け皿になることも、社会一般にとって寄付をしやすい環境づくりにつながるものと考えられる。

行政としては、情報面、人材面の支援を行うとともに、制度に関する積極的な広報・啓発等を行い、制度の意義や適格消費者団体の活動への理解が国民の間に広く進むよう努めていく必要がある。

制度の十分な周知

制度の実効性を高めるためには、適格消費者団体が消費者被害の情報収集に努めるだけでなく、個々の消費者が消費者被害の情報を適格消費者団体に迅速に提供することも重要である。また、相手方となる事業者においても本制度が十分に理解され、問題の早期解決が図られるようにすることも必要である。このため、制度に関する広報・啓発等を通じて、個々の消費者や事業者の制度に対する理解の増進を図る必要がある。

審議経過

回数	開催日	議 題
第1回	平成16年 5月24日	消費者団体訴訟制度に関する今後の検討方針について
第2回	7月 2日	関係団体からのヒアリング ・国民生活センター ・消費者団体 (消費者団体訴訟制度を考える連絡会議) ・日本弁護士連合会
第3回	7月20日	関係団体からのヒアリング ・日本経済団体連合会 ・中小企業団体 (全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会) ・消費者団体 (全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会)
第4回	8月13日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第1回) ・訴権の種類 ・訴権の内容
第5回	9月10日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第2回) ・適格団体の要件
第6回	9月24日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第3回) ・制度運営上の諸問題
第7回	10月 7日	これまでの審議経過について
第8回	11月17日	制度の実効性を高めるための方策について 消費者団体訴訟制度の骨格について(素案)
第9回	12月13日	消費者団体訴訟制度の骨格について(案)

回数	開催日	議 題
第10回	平成17年 2月 1日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理 ・差止請求の対象
第11回	2月21日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理 ・適格消費者団体の要件
第12回	3月31日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理 ・事後的担保措置・訴訟手続等
第13回	5月13日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理 ・制度の実効性確保のための方策等
第14回	6月 2日	最終報告案
第15回	6月23日	最終報告

消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(平成17年6月23日現在)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員長代理	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科・ 法学部教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授

< 参 考 資 料 >

1. 消費者団体訴訟制度の必要性

- (資料1) 消費者団体訴訟制度の検討に関するこれまでの経緯・・・・・・・・・・ 37
- (資料2) 消費生活に関する苦情・相談件数及び契約・解約、販売方法に係る苦情・相談の割合の推移・ 40
- (資料3) 消費者政策の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (資料4) 消費者団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (資料5) 消費者基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (資料6) 消費者団体の活動事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (資料7) 海外における消費者団体訴訟制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (資料8) 現行法における集団訴訟形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (資料9) 司法制度改革における司法アクセス改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

2. 差止めの対象とすべき事業者の行為

- (資料10) 消費者契約法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (資料11) 消費者契約法に関連した判例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (資料12) 消費者契約法第8条から第10条によって無効とされる
可能性のある具体的な契約条項の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (資料13) 具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれ得る契約条項の例・・・・ 55
- (資料14) 契約条項の一部が無効となる例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (資料15) 消費者契約法第4条によって取消しが認められる
可能性のある具体的な行為の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (資料16) 受託者等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (資料17) 認可約款が訴訟において争われた主な事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

3. 適格消費者団体の要件の在り方

- (資料 18) 我が国の法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- (資料 19) 政治資金規正法、消費生活協同組合法等・・・・・・・・・・61
- (資料 20) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について・・・・・・・・63
- (資料 21) 消費者契約法における「事業者」の定義・・・・・・・・・・64
- (資料 22) 差止請求権行使に関する手続イメージ・・・・・・・・・・65
- (資料 23) 適格消費者団体における組織運営体制・・・・・・・・・・66
- (資料 24) 各法令による監督制度比較表・・・・・・・・・・・・・・・・67

4. 訴訟手続の在り方

- (資料 25) 既判力の範囲について・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- (資料 26) 同時複数提訴について・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- (資料 27) 訴えの取下げ、請求の放棄、訴訟上の和解について・・・・・・・・71
- (資料 28) 援用制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
- (資料 29) 我が国のADRの分類(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
- (資料 30) 土地管轄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
- (資料 31) 管轄の合意について・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
- (資料 32) 訴額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

5. 制度の実効性を高めるための方策

- (資料 33) 国民生活センターの研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・79

< 参考 > 我が国の消費者団体の現状

- (資料 34) 我が国の消費者団体の数及び会員数・・・・・・・・・・80
- (資料 35) 法人格を取得している消費者団体数・・・・・・・・・・80
- (資料 36) 我が国の消費者団体の活動内容・・・・・・・・・・81

(資料1) 消費者団体訴訟制度の検討に関するこれまでの経緯

【1】 衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月14日)

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1・2 (略)

3. 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

4. 電子商取引の進展など、消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

5・6 (略)

【2】 参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月27日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1～4 (略)

5. 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差し止め請求に係る団体訴権について検討すること。

6. 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

【3】 司法制度改革推進計画（抄）（平成14年3月19日閣議決定）

第1 民事司法制度の改革

7．裁判所へのアクセス拡充

（4）被害救済の実効化

イ．少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会、経済産業省）

【4】 第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書 「21世紀型の消費者政策の在り方について」（抄）（平成15年5月28日）

第4章 消費者政策の実効性確保

第5節 消費者団体訴訟制度

3．消費者団体訴訟制度

（1）被害を受けた消費者個人が被害救済のために訴えを提起することが困難な状況にかんがみれば、消費者被害を効果的に防止・救済するため、消費者団体訴訟制度を導入することが必要である。消費者団体訴訟制度としては、消費者団体に、不当条項の使用や不当な勧誘行為等に対する差止請求権を認める制度や損害賠償請求権を認める制度が考えられるが、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみると、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である。

【5】 第35回消費者保護会議決定「消費者が自立できる環境づくりに向けて - 暮らしの構造改革 -」（抄）（平成15年7月22日）

政府としては、同報告の趣旨を最大限尊重し、下記の事項を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進する。

3．消費者団体訴訟制度の導入

事業者に比べ弱い立場にある消費者個人に代わり、一定の消費者団体に、訴訟を提起する権利を認める制度（消費者団体訴訟制度）について、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する。

【6】消費者基本計画（抄）（平成17年4月8日閣議決定）

3．今次基本計画における消費者政策の重点

（5）消費者団体訴訟制度の導入

消費者契約に関わる被害は、一般に、同種の被害が多数の者に及ぶことが多く、消費者被害の未然防止・拡大防止が重要な課題となっている。

消費者団体は、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど、消費者の視点に立って活動することが期待されている。

しかしながら、事業者の不当な行為の改善を求める消費者団体による自主的な活動だけではその実効性に限界があることから、消費者団体が消費者全体の利益のために訴えを提起することを認める制度を導入する必要がある。

・一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対し、差止めを求める訴えを提起することを認める制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討する。

[内閣府]

平成18年通常国会に関連法案を提出する。

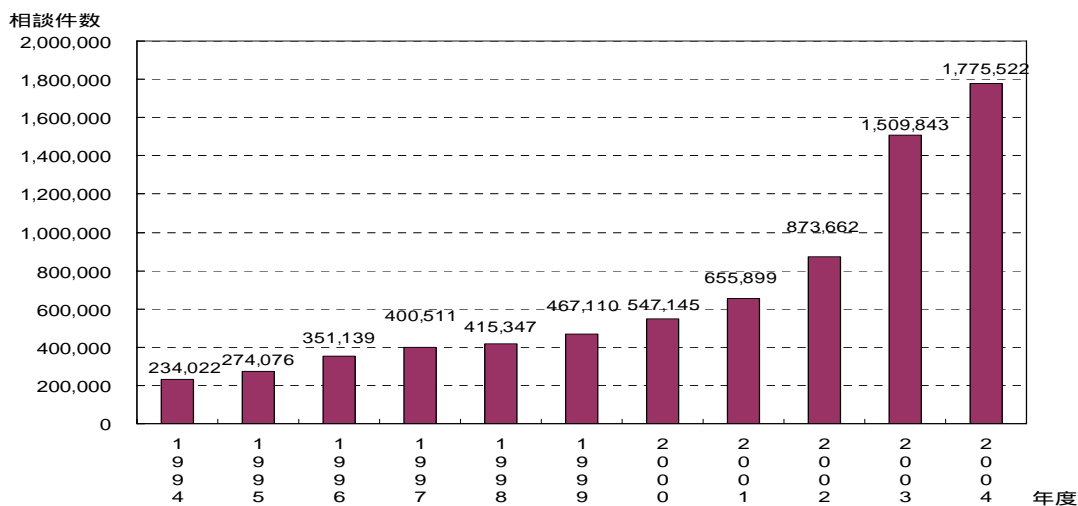
・独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。

[公正取引委員会]

平成19年までに一定の結論を得る。

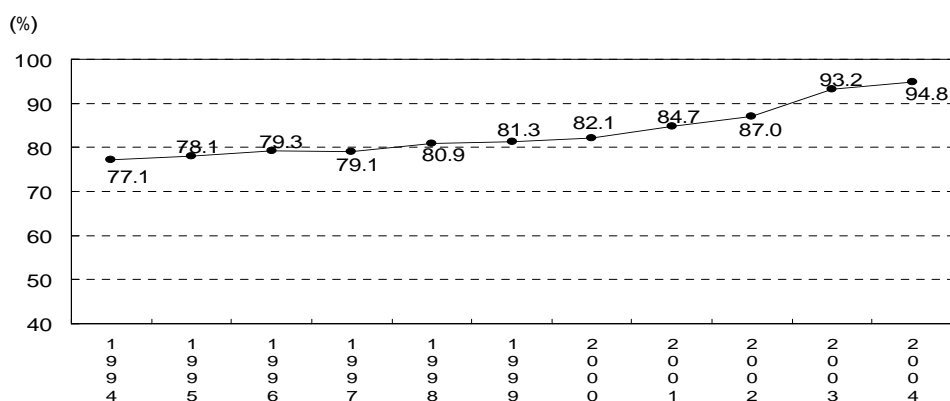
(資料2) 消費生活に関する苦情・相談件数及び契約・解約、販売方法に係る苦情・相談の割合の推移

消費生活に関する苦情・相談件数の推移



- (備考) 1. 上記苦情・相談件数は、国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2005年4月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。
2. これらの件数のうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は以下の通り。
- | | | | | | |
|--------|----------|--------|----------|--------|---------|
| 2000年度 | 15,071件 | 2001年度 | 17,308件 | 2002年度 | 75,749件 |
| 2003年度 | 483,301件 | 2004年度 | 634,309件 | | |

消費生活に関する苦情・相談件数のうち契約・解約、販売方法に係る件数の割合の推移



- (備考) 1. 上記割合は、2005年4月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された苦情・相談件数のうち、契約・解約、販売方法に係る苦情・相談件数の占める割合。
2. PIO-NETに登録された苦情・相談情報は、同時に複数項目に計上されうる。上記割合は全件数のうち「契約・解約」または「販売方法」に係る苦情・相談として計上されたものを対象としている。

(資料3) 消費者政策の理念

第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」(抄)(平成15年5月28日)

第2章 21世紀型消費者政策の在り方

第1節 消費者政策の理念

1. 消費者政策の転換

(2) 市場メカニズムの活用 - 事前規制から事後チェックへの重点シフト

消費者政策の基本的な考え方は、相対的に強い立場の事業者の活動に一定の規制を加えるとともに、弱い立場の消費者に対して情報提供、消費者教育、苦情処理等による支援を行うことを通じて消費者利益の確保を図ろうとするものである。

その基本的な考え方は変わるものではないが、90年代に入り、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進んでいることに加え、IT化や国際化の進展等により、新しい商品やサービスが登場し、消費者トラブルも多様化・複雑化していることから、従前のような事前規制を中心とする行政手法のみに依存することは困難となっている。このため、事業者に対する規制を中心とした政策手法から、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引を行うためのルール(市場ルール)を整備し、市場メカニズムを活用する政策手法に重点をシフトする必要がある。それに伴い、悪質事業者の監視・取締りや被害を受けた消費者を救済する制度の充実等の事後チェック機能を拡充させることが一層重要となる。

(資料4) 消費者団体の役割

第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」(抄)(平成15年5月28日)

第4章 消費者政策の実効性確保

第5節 消費者団体訴訟制度

1. 消費者被害の特徴と被害救済

(3) 消費者被害救済における消費者団体の役割

消費者は事業者と比べて情報力・交渉力に劣ることから、消費者団体が消費者に代わって事業者の行為を監視するなど、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが重要である。また、個々の消費者が、自ら被害の救済を図ることは困難であることから、消費者の利益擁護のために活動する消費者団体が消費者被害の救済を支援する役割を果たすことが重要である。

(資料5) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(資料6) 消費者団体の活動事例

第2回消費者団体訴訟制度検討委員会 配布資料3

「第2回団体訴権制度検討委員会のヒアリング 消費者団体訴訟制度を考える
連絡会議」より抜粋

<<NPO 京都消費者契約ネットワーク>>

主な活動内容：消費者契約法の活用をもとに、事例研究及び警告（申し入れ）
活動の実践、電話相談110番等による消費者問題実態調査、
消費者問題に関わる出版、講演等の消費者啓発活動、シンポジウム、
各種提言等

<<活動内容とこれまでの経緯>>

- ・ 賃貸マンションの敷金保証金問題への取組み... 110番、警告、訴訟へ
- ・ 英会話学校やパソコン教室の不当約款への取組み... 警告、訴訟へ
- ・ 携帯電話に関する契約約款への取組み... 各電話会社への警告・改善の回答
- ・ 日本教育サービス産業振興会へ不当な解約損料表の推奨撤回を申し入れ
- ・ (社)全国貸金業協会、全国銀行協会、(社)全国信販協会へ債権譲渡についての異議なき承諾条項の中止を申し入れ... 「改善する」との回答

警告・申し入れの結果は、改善の成果もあるものの権限のないことから十分な対応が見られない。

裁判では、勝訴等を勝ち得ても個別救済でしかない。

(資料7)海外における消費者団体訴訟制度の概要(その1 権限、要件、団体数等)

国	法令	権限	適格団体の要件			適格消費者 団体数	適格消費者 団体の例
			登録 認可等	法人格	内 容		
ドイツ	差止訴訟法	<ul style="list-style-type: none"> 不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求 消費者保護法規違反行為に対する差止請求 	登録	要	<ul style="list-style-type: none"> 連邦管理庁のリストに登録された団体(登録要件) 啓発・助言を通して消費者利益の擁護が定款上の任務に属すること 法人格を有する団体 上記の任務のもとで活動している団体もしくは75人以上の自然人構成員を有すること 1年以上の存続期間 適切な任務履行保証 公的資金援助を受けている消費者団体は以上の要件を充足するものとする EUのリストに掲載された団体 	69 (注1)	消費者センター総連盟(VZBV)など
	不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求 不正競争行為により得た利益の国庫返還請求 	登録	要	同上	同上	同上
	書籍価格拘束法	<ul style="list-style-type: none"> 書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求 	登録	要	同上	同上	同上
	法律相談法	<ul style="list-style-type: none"> 消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求 		要 (注2)	公的資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体	不明	ベルリン消費者センターなど
フランス	消費法典	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴権(差止・損害賠償請求) 不正行為差止訴権(不当条項削除訴権を含む) 消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加 共同代理訴権(損害賠償の代理請求) 	認可	要	<ul style="list-style-type: none"> 消費問題担当大臣・法務大臣の共同のアレテ(命令)により認可された団体(注3) (認可要件) ・社団として適法に設立の届出がなされていること ・定款の目的に消費者利益保護を掲げていること ・あらゆる事業活動からの独立(消費者生協を除く) ・以下の要件を満たす消費者代表資格を有すること 1年以上の存続期間 消費者利益保護のための活動実績(情報収集・公表、相談業務の実行等)を有すること a)全国レベルの団体は1万人以上の会員を有すること b)地方レベルの団体はその地方に応じた数の会員を有すること 	全国レベル 18 地方レベル 824	消費者連盟(UFC)、消費・住居・生活の枠組み連合(CLCV)など

国	法令	権限	適格団体の要件			適格消費者 団体数	適格消費者 団体の例
			登録 認可等	法人格	内 容		
イギリス	1999年 不公正条項規則	・不公正条項の使用、推奨の 差止請求	規則付 属書に 記載	-	・「不公正条項規則」の付属書に記載された団体 消費者団体では消費者協会(CA)のみが指定されている。	1	消費者協会 (CA)
	EnterpriseAct2002	・消費者保護法規違反行為 の差止請求(不公正条項規 則違反も含む) ・競争法違反行為に対する2 人以上の消費者の委任に 基づく損害賠償請求	指定	(注4)	国務大臣により指定された団体 (指定の基準) ・消費者の集団的利益擁護を目的の一つとしていること ・独立性・衡平性等 ・消費者の集団的利益を促進、保護するための経験・適性・ 専門的知識 ・法執行手続を実行できる能力 ・最善の慣行に従う用意と意思 ・公正取引庁、その他の執行者と協力する用意、意思 EUのリストに掲載された団体	0 (3団体が 申請中)	-
オランダ	民法典3編305条	・団体の定款に利益促進が 定められているかぎり、同種 の利益保護の訴訟が可能	不要	要	・完全な権利能力を有する財団あるいは社団法人	- (注5)	コンスメン テンボンド
	民法典6編240条	・不当約款条項の使用又は 促進の禁止、使用推奨の撤 回命令	不要	要	・職業・事業を営む者、また職業・事業用でない物品・役務の 最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人	同上	同上
イタリア	消費者権利法	・消費者利益侵害行為の防 止、差止請求	登録	不明	生産活動省が管理するリストに登録された団体 (登録要件) ・3年以上の存続期間 ・民主的に運営され、消費者の権利保護を目的とし、非営利 で活動することを定めた定款を有すること ・メンバーリストの保管 ・全国人口の0.05%以上の登録者数、少なくとも5つの地域に 存在し、各地域の0.02%以上の登録者を有する	14	消費者利用 者協会など
	民法1468条(6)条	・普通取引約款における不公 正条項についての使用差 止請求	不要	不明	条文に規定なし(消費者権利法に準ずるものと解釈)	-	同上

(注1) 実際に訴訟を行っているのは登録団体のうち一部の団体。(ドイツ連邦司法省からの聴取による。)

(注2) 法令上は必要とされていないが、連邦州に設置されている消費者センターは例外なく公益社団(私法上の非営利社団)となっている。

(注3) 地方レベルの団体の認可については、当該団体の主たる事務所の所在地の県知事のアレテにより認証される。

(注4) 法令上は必要とされていないが、法人格がないと当事者能力に問題があるとみなされ、認定を受けるのは難しい。(イギリス貿易産業省からの聴取による。)

(注5) 完全な権利能力を有する財団または協会(実質的に、公証による登録により設立された社団法人または財団法人)であれば、適格・認可などは不要である。

(備考) 1. この他 EU 諸国では、ベルギー、スペイン、ギリシア、スウェーデン等で導入されており、それ以外の地域では、台湾、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、スリランカにおいても消費者団体訴訟制度が導入されている。

2. 「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より作成。

(資料7)海外における消費者団体訴訟制度の概要(その2 差止請求に関する訴訟手続等)

国名	ドイツ			フランス		
根拠法	差止訴訟法	不正競争防止法	書籍価格拘束法	消費法典		
				民事訴権	不正行為差止訴権	訴訟参加
請求主体	消費者団体、事業者団体、商工会議所、手工業会議所	競業者、事業者団体、消費者団体、商工会議所、手工業会議所	書籍販売業者、事業者団体、価格拘束受託者(弁護士)、差止訴訟法によって提訴権を有する消費者団体	消費者団体		
差止訴権の内容	不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求 消費者保護法規違反行為に対する差止請求	不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求	書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求(最終販売価格設定義務、価格維持義務)	刑事罰の科される消費者保護法規に違反する行為の差止請求	98年EU指令を国内法化した法規に違反する行為についての差止請求、約款中の不当条項の削除請求	刑事罰の科されない消費者保護法規に違反する行為に対する消費者個人の先行訴訟に参加して行う差止請求
判決効果の及ぶ範囲	提訴権を有する団体に固有の差止請求権が帰属することが明記(差止訴訟法3条、不正競争防止法8条3項)されており、判決の効果は訴訟当事者限りに及び。例外として、不当条項の差止判決について援用制度がある(差止訴訟法11条)。			判決の効果及び範囲は原則として訴訟当事者限り。		
二重提訴の可否	二重提訴は理論的には可能。実際には団体間で連絡を取り合うため、ほとんど例がない。			二重提訴は可能で、実際に事例もある。		
濫訴の防止	消費者保護法規違反等に対する差止請求は濫訴の禁止規定有り。不当約款の差止請求は規定がない。	濫訴の禁止規定有り。		検事による公訴が先行しない民事訴権の提訴の際には供託金が必要であり、消費者団体が敗訴した場合、被告への賠償金に充当される。不当訴訟に対しては不法行為一般法理により損害賠償請求が命じられる。		
判決違反への対抗措置	判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は行政裁判所に対し行政罰(秩序金)の申立てをすることが可能。事業者の行為に対する判決内容違反の判断は「核心の原則」の法理による。			判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は罰金強制の申立てをすることが可能。その金額は高額であり、国庫に納付される。		
判決の公表制度	差止認容の際には、裁判所は、勝訴当事者に対し敗訴当事者の負担による判決を公表する権限を与えることができ、公表の種類、規模は判決によって定められる(差止訴訟法7条、不正競争防止法12条、書籍価格拘束法9条)。			裁判所が判決の情報を公に報道するよう命ずる(L421-9条)。結果を問わず敗訴当事者が費用を負担し、公表の媒体は裁判所が指定する。裁判所の職権でも可能だが、多くは消費者団体の要請により行われる。		
警告・事前交渉	法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常。	裁判開始前に警告をするとともに、調停に付す機会を与える規定あり。	法的義務なし。	法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常		
主な消費者団体による訴訟追行等	基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行い、地方団体が行う例は少ない。ほとんどが警告・交渉で解決し、訴訟に至るのは1~2割である。VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。			財政規模が大きいUFC・CLCVの消費者団体が積極的に訴権を行使している。ただし、交渉で解決するケースが多く、訴訟に発展するのは交渉案件の1~2割程度であり、民事訴権が多い。2002年に提起された民事訴権は464件。[UFC]年平均して約100件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年5~6件。[CLCV]調査時で約30件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年間数件。		

イギリス		オランダ		イタリア	
1999年不正条項規則	Enterprise Act 2002	民法3編305条	民法6編240条	消費者権利法	民法1468(6)条
同規則の付属書に記載された団体(公的機関、消費者団体(消費者協会(CA)のみ))	一般的執行者(公正取引庁等) 指定執行者(国務大臣が指定する団体(公的機関、消費者団体等)) 共同体執行者(EU指令に基づくリストに掲載されている組織)	消費者団体、事業者団体その他あらゆる団体	職業もしくは事業を営む者、または消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人	消費者団体	
不正条項の使用、推奨の差止請求	消費者保護法規違反行為(国内法、EU法)の差止請求(不正条項規則違反も含まれる)	その団体の定款によって当該利益の促進が定められているかぎり、他者の同種の利益を保護するため訴訟を行うことが可能。	不当約款条項の使用又は促進の禁止、使用推奨の撤回命令	消費者の利益を侵害する行為を防止し、不利な影響を正し、取り除くために必要な手段を講じることができる。具体的には不当約款条項、欺瞞的広告等の防止、差止請求を行うことができる。	消費者の利益を害する普通取引約款の不正条項についての使用差止請求
原則当事者限り。ただし、他の事業者の使用する類似の契約条項にも効果が及ぶものと規定されている。	原則当事者限り。法人代表者や同一の企業グループを構成する他の事業者にも効力を及ぼすことができる。	判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。個人が判決の効力に異議を唱えることにより訴訟の結果を拒否できる。	判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。不当約款使用に対する差止判決に対しては、援用制度がある。	判決の効果については、民事訴訟法に基づいて、訴訟当事者に限定される。	
二重提訴は理論上可能だが、提訴前に公正取引庁への通知(不正条項規則)・協議(Enterprise Act 2002)を義務づけており、複数提訴の防止が図られている。		二重提訴は可能。ただし、管轄が被告の居住地(民法3編305条)もしくはハーグ控訴裁判所(民法6編240条)になるため裁判官の判断により併合される可能性が高い。		二重提訴は可能であり、消費者団体が敗訴した事例について、別の消費者団体が提訴することも可能。消費者団体間の連絡・連携体制が整っているため事例は存在しない。	
公正取引庁による事前協議により不適切な訴訟はスクリーニングされ、複数訴訟はコントロールがなされている。		権利の濫用に関する一般条項あり。訴訟提起前の事前交渉義務づけ制度あり。		不当訴訟については、名誉毀損等や不法行為の一般法理により対応。	
判決に事業者が従わない場合には、裁判所は法廷侮辱とみなし罰金や自由刑を課することができる。		判決違反に対する強制執行手段として、判決の執行官の権限により銀行口座の凍結及び営業停止命令が可能。		判決に従わない事業者に対して消費者団体からの請求に基づき、罰金を課することができる。罰金は国庫に組み入られる。	
全ての情報が公正取引庁に集約され、公表される。	裁判所が事業者に対して判決の内容と是正の表明を公表する旨を求めることができる。	裁判所が適切と判断し、社会的利益に資すると認めた場合、原告は被告に対して全国紙に判決の公表を求めることができる。		侵害の影響を正す可能性がある場合、全国紙等に是正対策公表の命令を裁判所に請求できる、判決そのものの公表は定められていない。	裁判所の裁量、消費者団体の請求により裁判所は判決を新聞に公表することを命じることができる。
法的義務なし。	Enterprise Act 2002に基づく訴えの提起前には、事業者との交渉が義務づけられている。公正取引庁は、訴訟提起よりも、訴訟外での解決(和解、ADR等)を推奨している。	団体訴訟の提起前に相手方と十分な交渉をすることを義務づけている。状況により行われなければならないことはある。	約款使用差止についても、団体訴訟を提起する前に、業者に約款変更の機会を与えることを消費者団体に求めている。	訴訟提起前、相手方に差止要求を文書にて行う必要がある。訴訟提起前、商工職農会議所に調停手続を行うことが可能。	
消費者協会(CA)が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。		全国的に活動する消費者団体はコンスメンテンボンドのみである。コストの問題から訴訟に発展する件数は少ない。事前交渉、ADRの活用が中心である。		訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。交渉、商工会議所による仲裁によって解決されることが多い。	

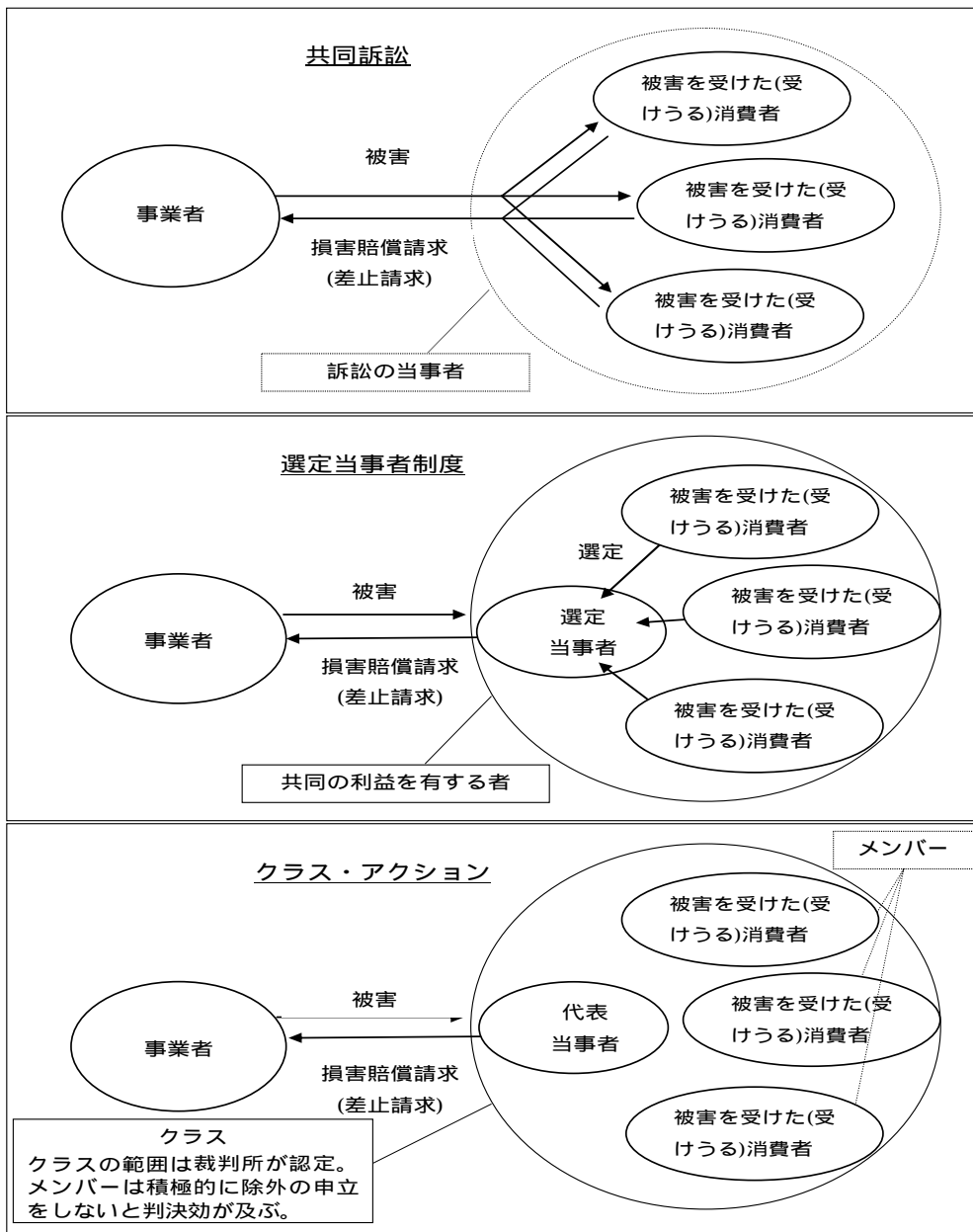
(資料8) 現行法における集団訴訟形態

1. 我が国の現行法上、集団訴訟形態としては、共同訴訟や選定当事者制度がある。

- ・共同訴訟：複数の原告（又は被告）が関与している訴訟を、一つの訴訟手続で行う訴訟形態。
- ・選定当事者制度：共同の利益を有する者の中から全員のために原告(又は被告)となるべき一人又は数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。

2. クラスアクション

アメリカにおいては、多数人による集団（クラス）がある事項について利害を共有しているときに、クラスの代表者として一人ないし複数の者が訴訟当事者となる制度（クラス・アクション制度）が認められている。



(資料9) 司法制度改革における司法アクセス改善

少額訴訟制度における請求額上限の引き上げ

平成16年4月1日より、少額訴訟の利用条件である訴額の上限について、現行の30万円から60万円に引き上げられた。これにより、簡易で迅速な手続である少額訴訟手続がより多く利用できることとなる。

簡易裁判所の機能の充実、訴訟費用等の見直し

平成16年4月1日より、国民に身近な存在である簡易裁判所が取り扱うことのできる民事訴訟の訴額の上限が、140万円へ引き上げられた。

平成16年1月1日より、一定の範囲で訴えの提起の手数料額が引き下げられた。また、訴訟費用の回収をより容易にするため、訴訟費用額の算出方法が簡素化された。

これらにより、国民に身近な存在である簡易裁判所の機能の拡充及び裁判利用者の費用負担の軽減が図られた。

民事裁判の充実・迅速化

平成15年7月16日より、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として、裁判の迅速化を図ることを内容とする法律が施行された。これにより、訴訟における当事者の時間的負担の軽減が図られた。

法曹人口の拡大、隣接法律専門職の活用

法的需要の拡大に対応するため、現行司法試験の合格者数を平成16年に1,500人程度に増加させるなど、法曹人口の増加を図るとともに、裁判所、検察庁等の人的体制を充実させるため所要の措置が講じられている。また、訴訟手続において、隣接法律専門職などの有する専門性を活用する見地から、平成15年4月1日より、法務大臣の認定を受けた司法書士に対して簡易裁判所における訴訟代理権が付与された。

司法ネット構想

新たに設けられる「日本司法支援センター」が、相談窓口（相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け業務等）、民事法律扶助、国選弁護人の選任態勢の確保、司法過疎対策、犯罪被害者支援、関係機関等との連携の確保強化などの業務を行い、裁判等の紛争解決の制度をより利用しやすくするとともに、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合法律支援の実施及び体制の整備を図ることとなった。

総合法律支援の基本理念等に関する規定は公布日(平成16年6月2日)より施行されているが、支援センター設立に関する規定については、公布日から起算して2年を超えない範囲内において、支援センターの業務に関する規定については公布日から起算して2年6月を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとされている。

裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化

裁判外紛争解決手続(ADR)について基本理念等を定め、民間紛争解決手続の業務に関し認証の制度を設け、その利便の向上を図る。国民の多様な紛争解決ニーズに対応するとともに、裁判以外での紛争の解決を促進する効果が期待できる。

公布日(平成16年12月1日)から起算して2年6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとされている。

消費者契約法の概要

[基本的性格]

消費者の利益を擁護するために、民商法の特別法として制定
あらゆる取引分野の消費者契約に幅広く適用される民事ルール

不当な契約条項 無効

事業者の損害賠償の責任を免除する条項(8条)

消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項(9条)

信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

不当な勧誘行為 取消

消費者を誤認させるような勧誘
(4条1・2項)

- ・不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・不利益事実の不告知

消費者を困惑させるような勧誘
(4条3項)

- ・不退去
- ・監禁

(資料11) 消費者契約法に関連した判例

(1) 消費者契約法の不当条項に関する主な判例

No.	管轄	判決日	事案	結果
1	札幌簡裁	H13.11.29	遅延損害金率を26.28%とした和解契約条項が問題となった事案	9条2号により年利14.6%の支払命令
2	東京地裁	H14.3.25	開催日2月前のパーティーの解約について、他の予約を断った場合には営業保証料として一律一人当たり5229円を請求するとしている契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害を超える部分を無効
3	大阪地裁	H14.7.19	注文翌々日の新古車（登録済未使用車）の売買契約の解約について、自己都合による契約撤回の場合は一律に車体価格の15%を損害賠償金とする契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
4	さいたま地裁	H15.3.26	LPガスのボンベ交換後1年未滿に販売業者を変更した場合、一律に88,000円の違約金を求める契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
5	東大阪簡裁	H15.4.22	ペット売買において生命保証制度に加入しなかった場合の免責条項についての不当性が争われた事案	1条、10条により無効
6	京都地裁	H15.7.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして入学金の一部と授業料の返還命令
7	大阪地裁	H15.10.6	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
8	大阪地裁	H15.10.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
9	大阪簡裁	H15.10.16	契約終了に際して、一律に保証金の一部を差し引いて返還するとの敷引特約の不当性が争われた事案	入居期間の長短にかかわらず一律に保証金を差し引く敷引特約は10条により無効とし、敷金返還を命令。
10	東京地裁	H15.10.23	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し契約法施行前の原告については、授業料も返還の必要なし。
11	大阪地裁	H15.10.27	入学辞退に伴う入学金の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	入学金は「入学資格を得た対価」として返還を認めず。
12	大阪地裁	H15.11.7	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
13	東京地裁	H15.11.10	進学塾の受講契約解約に際して、代金払込後の契約の解除を一切認めない契約条項の不当性が争われた事案	10条により解除制限特約は無効として受講料等の返還を命令
14	京都地裁	H15.11.27	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
15	京都地裁	H15.12.24	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令

No.	管轄	判決日	事案	結果
16	大阪地裁	H15.12.26	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
17	岡山地裁	H16.2.18	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
18	大阪地裁	H16.3.5	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を認めなかった。
19	京都地裁	H16.3.16	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課し、原状回復費用は家賃に含まないとした契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命令
20	東京地裁	H16.3.22	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
21	仙台地裁	H16.3.30	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
22	東京地裁	H16.3.30	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を認めなかった。
23	大阪高裁	H16.5.19	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令した一審判決を支持
24	東京高裁	H16.5.26	信用保証委託契約に基づき元金に加えて遅延損害金として年利18.25%を請求した事案	9条2号により年利14.6%を超える部分を支払う必要はないと命じた一審判決（東京地裁H16.2.5）を支持し、控訴を棄却した。
25	京都地裁	H16.6.11	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課す契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命令
26	東京簡裁	H16.7.5	建物賃貸借契約を解除する場合、解約日の3ヶ月前に解約届を提出しなければならず、違反した場合は賃料と共益費の合計額の6ヶ月分を貸主に保証するかつ一旦支払った礼金や家賃等は一切返還しない旨の契約条項の不当性が争われた事案	10条により本契約条項は無効として敷金等返還を命令
27	千葉地裁	H16.7.28	建築業者が、建物工事請負契約を工事開始前に解除した消費者に対し、「請負代金の20%に相当する額の違約金を支払う」との契約条項に基づき、違約金を請求した事案	「平均的損害」は実際に事業者が生じた費用額を超えないとして、9条1号により平均的損害を超える部分を無効と判断
28	大阪地裁	H16.11.18	進級前の退学に伴う学納金（翌年度の授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料返還を命令
29	大阪高裁	H16.12.17	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課し、原状回復費用は家賃に含まないとした契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命じた一審判決（京都地裁H16.3.16 No.19）を支持し、控訴を棄却した。

(2) 消費者契約法の不当な勧誘行為に関する主な判例

No.	管轄	判決日	問題となった勧誘行為	結果
1	川越簡裁	H13.7.18	旅行情報提供サービスの勧誘において、支払方法について、実際には消費者金融機関と被告(消費者)との間の立替払契約であるところ、被告が原告(情報提供サービス事業者)の自社割賦契約を利用し分割支払できるかのような説明を行った。	消費者契約法第4条1項1号(不実告知)により取消。
2	神戸簡裁	H14.3.12	俳優等養成所を営む被告は、歌手コースの受講者に対して当初3ヶ月は演技コースを受講し、後に歌手コースに進むことを求めているが、原告への勧誘に際しては、その点を十分に説明せず演技コースの月謝額13,650円だけを告げ、4ヶ月以降歌手コースの講座が始まると月謝額が15,750円に値上げされることを告知しなかった。原告は入所時にそれを初めて知った。	月謝の値上げについて同法第4条2項(不利益事実の不告知)により取消。
3	京都簡裁	H14.10.30	仲裁センター発行のパンフレットに記載された絵によって、当事者双方と仲裁人の三者が同席して仲裁手続きが行われるものと誤認して、仲裁の申立てを行った。	問題となった絵は誤認を生じさせるものではないとして、同法第4条1項1号(不実告知)による取消しを認めず。
4	東京簡裁	H15.5.14	絵画販売業者が、被告に対し絵画売買契約及びそれに伴う立替金契約の勧誘を行った際、家出中で定職を持たず、絵画にも興味が無いことを再三伝えたにも関わらず、契約書への記入を求め、被告は記入しなければ帰してもらえない気がして、署名押印した。	同法第4条3項2号(退去妨害)により取消。
5	神戸地裁	H15.10.24	易学講座受講契約の勧誘の際、原告が席を立とうとしたにもかかわらず、「ちょっと待ちなさい」「貴女のために時間を取っているのだから、勉強しなさい」などの発言を繰り返した。また、被告は原告に対し改名等をすれば必ず運勢や将来の生活状態が好転するかのような説明を行った。	同法第4条1項2号(断定的判断の提供)及び4条3項2号(監禁)により取消しが認められた。しかし、控訴審判決(大阪高裁H16.7.30)では同法による取消が認められず、公序良俗に反し無効とされた。
6	大阪簡裁	H16.1.9	パソコン内職をすれば月々5万円以上の収入になると言われ、教材を購入したが、その収入が稼げなかった。また、クレジット会社に既払い金の返還を求めた。	同法第4条2項(不利益事実の不告知)により取消。クレジット会社に対し代金の返還を命じた。
7	大分簡裁	H16.2.19	訪問販売で販売会社の担当者2名で原告の家屋を訪れ、既に原告家屋の床下に床下換気装置があるのに「(他社の床下換気装置は)古いから機能しない」「(床下の木材に)かびがある」等と申し向けたうえで、長時間(昼食時をはずして約7時間程度)に亘って契約の締結を迫ったすえ、原告がやむなく契約を締結した。	同法第4条3項1号(不退去)により取消。
8	大阪高裁	H16.4.22	宝飾品小売店において、「他店で購入すれば値札表示(約40万円)程度の価格になる」と勧誘されたため、ダイヤモンドリング1個を29万円程度で購入した。ところが、そのダイヤモンドリングの一般的な小売価格は、せいぜい約12万円程度であった。	一般的な小売価格は「重要事項」にあたるとして、同法第4条1項1号(不実告知)により取消。
9	神戸簡裁	H16.6.25	「電話回線がアナログからデジタルに変わるため、今までの電話が使えなくなる。この機械を取り付けばこれまでの電話が使え、電話代が安くなる」と取引店から勧められたため、リース業者との間で通信機器のリース契約を締結した事案。	取扱店による不実告知はリース業者の不実告知と評価できるとして、同法第4条1項1号(不実告知)により取消。

(資料12)消費者契約法第8条から第10条によって無効とされる可能性のある
具体的な契約条項の例

第8条第1項第1号、第3号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない。

事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない。

第8条第1項第2号、第4号によって無効とされる可能性のある契約条項の例
(事業者が故意又は重大な過失があった場合)

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は 円を限度とする。

第8条第1項第5号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

事業者は、商品に隠れた瑕疵があっても、一切損害賠償、交換、修理をいたしません。

第9条第1号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けま
す。(結婚式場等の契約の例)

実際に使用される日から1年以上前の場合 契約金額の80%

第9条第2号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

毎月の家賃(70,000円)は、当月20日までに支払うものとする。前記期限
を過ぎた場合には1ヶ月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うもの
とする。

第10条によって無効とされる可能性のある契約条項の例

- ・消費者からの解除・解約の権利を制限する条項
- ・事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項
- ・消費者の一定の作為又は不作為により、消費者の意思表示がなされたもの
又はなされなかったものとみなす条項
- ・事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を過重する条項

(資料 13) 具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれ得る契約条項の例

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は 円を限度とする。

事業者の故意又は重大な過失による債務不履行、不法行為があった場合、第 8 条第 1 項第 2 号、4 号により無効と判断されるが、事業者の故意又は重大な過失がなければ有効とされている。

(資料 14) 契約条項の一部が無効となる例

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。(結婚式場等の契約の例)

実際に使用される日から 1 年以上前の場合 契約金額の 80%

実際に使用するのが 1 年後であるにもかかわらず、契約金額の 80% を解約料として請求する場合には、通常は事業者に生じる平均的損害を超えていると考えられるので、第 9 条第 1 号に該当し、平均的損害を超える部分については無効とされている。

【参考条文】

消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)

(事業者及び消費者の努力)

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 (略)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 (略)

(資料 15) 消費者契約法第 4 条によって取消しが認められる可能性のある具体的な行為の例

第 1 項第 1 号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

新聞の折込チラシを見て築 5 年の中古の一戸建て住宅が気に入ったので、業者から「築 5 年である」旨の説明を受けて、売買契約を締結した。念のため登記簿で調べてみると、実際には築 10 年であることが判明した。

「当センターの派遣する家庭教師は東大生です」と勧誘されたが、当該家庭教師が東京大学以外の東京 大学の学生であった。

第 1 項第 2 号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

証券会社の担当者に電話で勧誘されて、外債を購入した。円高にならないと言われたが、円高になった。

第 2 項によって取消しが認められる可能性のある行為の例

「医療保障を充実した女性向けの保険」と勧められ定期付終身保険の転換契約をしたが、損な保険に変えられた。元の保険は 8 年前父が契約したものであり、1500 万円になるほか、収入保障と女性特有医療保障が付くと勧められた。契約後、別の保険会社の人に相談したところ、終身保険部分が減額され、予定利率も低いものになったことが分かった。

第 3 項第 1 号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

高額な子供用の教材を購入させられた。夜中の 12 時半まで説明を聞かされ、「子供が寝るので帰ってください」と言っても帰らなかったため仕方なく契約した。

第 3 項第 2 号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

営業所で 13 時から 24 時まで勧誘され、頭がボーっとして帰りたくて契約書にサインをした。帰りたいたったのに帰してくれなかった。普通の状態だったら契約はしなかった。

(資料 16) 受託者等について

消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号)

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託 (以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者 (その第三者から委託を受けた者 (二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。)) を含む。次項において「受託者等」という。)が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三者が契約締結に介在するケースについても、その第三者の不適切な勧誘行為に影響されて消費者が自らの意に沿わない契約を締結させられることがある。この場合、契約の成立についての合意の瑕疵によって消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くものであるため、消費者は当該契約の効力を否定することができるということが適当であると考えられた。

そこで、消費者契約法第 5 条では、消費者契約の実態を踏まえ、事業者が第三者に対して消費者契約の締結の媒介 (消費者に勧誘をすることを含む) を委託し、当該委託を受けた第三者 (受託者) が、消費者に対して第 4 条第 1 項から第 3 項までに掲げる行為をした場合についても、第 4 条の規定を準用することとしている。

なお、媒介とは、他人間との間に法律行為が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することをいう。

(参考: 「逐条解説 消費者契約法」より抜粋)

(資料17) 認可約款が訴訟において争われた主な事例

昭和42年6月12日 大阪地方裁判所判決

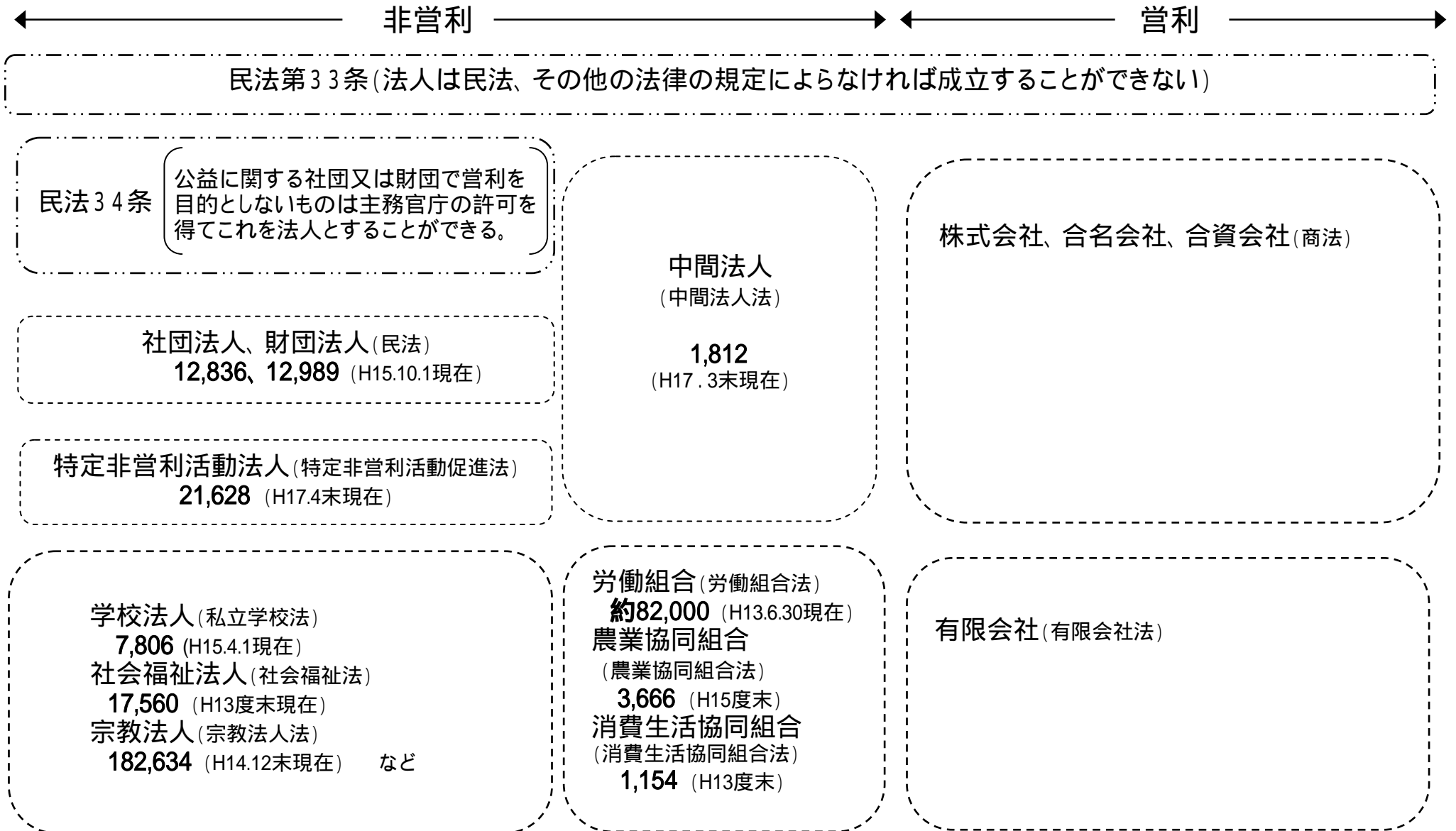
国内航空運送約款において、乗客の死傷事故による運送人の損害賠償額を百万円に限定することは、公序良俗に反し許されないとした事例。

本判決は、本件運送契約が主務大臣の認可を受けたものとしても、この認可は、元来、約款に対する行政的監督たるに止まるものであり（認可は必ずしも約款の有効要件をなすものではない）、その効力を最終的に決定するものでないものであるから、右の如く認可がなされていたにしてもそのことから直ちに前記責任制限条項が有効であると云い得ないとして、本件運送契約の有効性を判断した。

昭和50年5月12日 熊本地方裁判所判決判決

認可のあつた約款の内容は一応適法性ないし合理性が推定されるが、右認可は、行政的監督であって補充的なものに過ぎず、したがって、右約款の内容が保険契約者、被保険者、保険金受取人の利益保護の見地から不合理である場合には、司法的判断によって、右約款を合理的に解釈し、もし、解釈の限度を超えるほど不合理であれば、その拘束力は否定されるとした上で、保険金の支払場所を本社とする約款の規定は、保険金の原則的支払場所を例示したに過ぎず、保険金受取人の住所が会社の支社の所在地にある場合には、その支社も保険金支払場所とする慣行が成立しているとした事例。

(資料18) 我が国の法人制度の概要



(資料 19) 政治資金規正法、消費生活協同組合法等

(1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(2) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

(組合基準)

第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。
 - 二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。
 - 三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - 五・六 (略)
- 2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(3) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一・四 (略)

(4) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)

(法律の目的)

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業

を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(種類)

第三条 中小企業等協同組合(以下「組合」という。)は、左の各号に掲げるものとする。

一 事業協同組合

一の二 事業協同小組合

一の三 火災共済協同組合

二 信用協同組合

三 協同組合連合会

四 企業組合

(5) 私立学校法(昭和24年法律第270号)

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(7) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(資料 20)「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)抜粋

(基準)

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

1)~4) (略)

5) 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

6)・7) (略)

(運用指針)

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

(略)

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す(個人事業主を含む。)同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合には、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等(研究、教育のみに従事している場合に限る。)については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

(資料21) 消費者契約法における「事業者」の定義

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

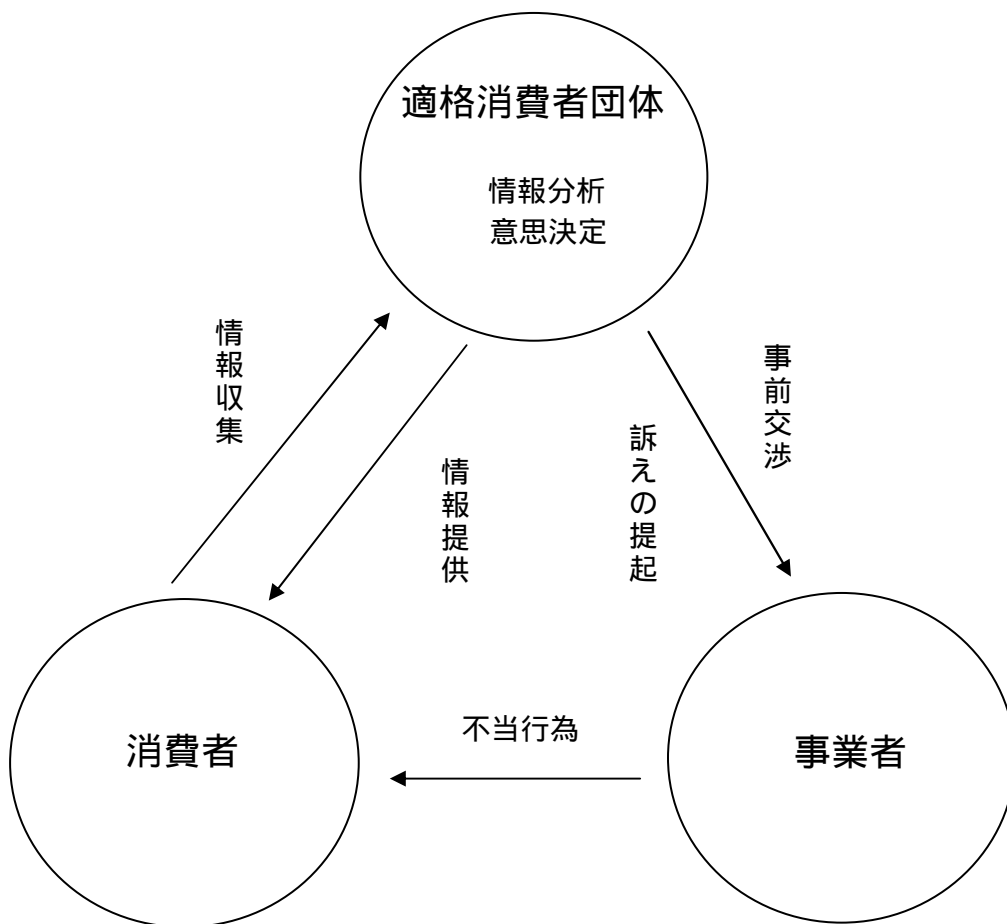
3 (略)

「事業」とは

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには「自由職業(専門的職業)」の概念も含まれるものと考えられる。

(参考:「逐条解説 消費者契約法」より抜粋)

(資料22) 差止請求権行使に関する手続イメージ



情報収集

消費者被害情報を電話やホームページで受け付けるなど、消費者被害の情報を広く日常的に収集する

情報分析

被害情報を分析し、相手方事業者との事前交渉や差止めを求める訴えの提起をするかどうかを検討する

意思決定

差止請求権の行使に関する意思決定を行う

事前交渉

相手方事業者と事前交渉（警告・交渉等）を行う

訴えの提起

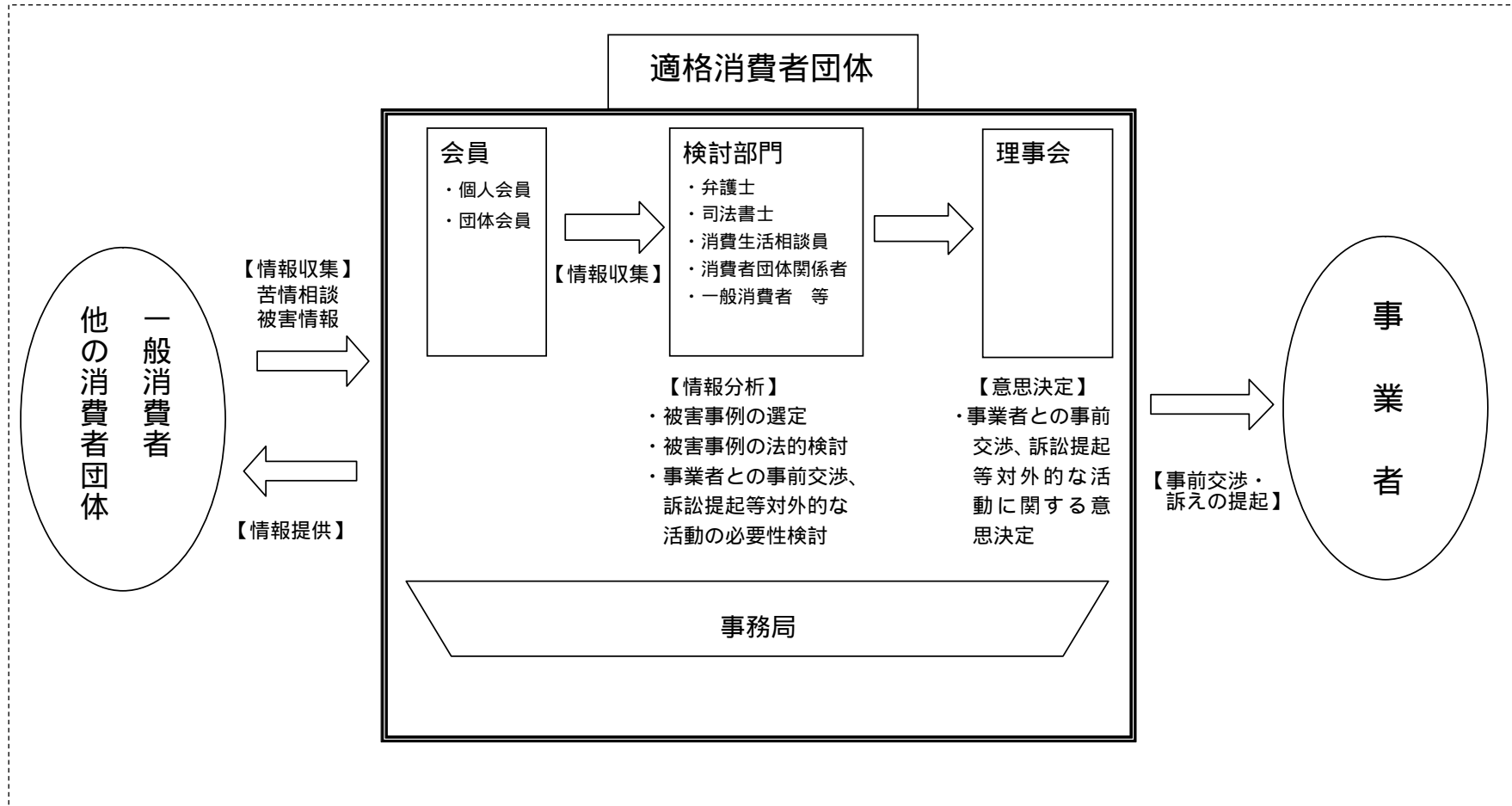
差止めを求める訴えを提起する

消費者への情報提供

差止判決の内容等を、広く消費者に提供する

(資料 23) 適格消費者団体における組織運営体制

<イメージ例>



(資料24) 各法令による監督制度比較表

	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律	消費生活用製品安全法	労働安全衛生法	債権管理回収業に関する特別措置法	商品投資に係る事業の規制に関する法律
監督等対象者	認証紛争解決事業者	犯罪被害者等早期援助団体	国内登録検査機関	登録製造時等検査機関	債権管理回収業者	商品投資販売業者
監督等対象者に対する許認可行為	認証	指定	登録	登録	許可	許可
監督権限者	法務大臣(第6条)	公安委員会(第23条)	経済産業大臣等(第95条・施行令第9条)	厚生労働大臣(第46条)	法務大臣(第3条)	内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣(第49条)
更新制度			3年(施行令第5条)	5年(施行令第15条の2)		6年(第7条)
事業報告書の提出・閲覧等	○(第20条)	○(規則第8条)	(第23条の2)	○(第50条)	(第21条)	(第20条)
重要事項変更に関する届出義務	○(第12条・13条)	(規則第3条)	(第21条)	○(第47条の2)	(第7条)	(第10条)
必要に応じた報告徴収及び立入検査	○(第21条)	○(規則第8条)	(第83条・第84条)	(第96条)	(第22条)	(第26条)
改善命令	○(第22条)	○(第23条)	(第24条・第25条)	○(第52条、第52条の2)	(第23条)	(第27条)
許認可行為の取消等	○(第23条)	○(第23条)	(第26条)	○(第53条)	(第24条)	(第28条)
責務・行為規範等	(第6条・第14条・第15条)	(第23条・規則第4条)	(第20条・第22条)	(第47条・第48条)	(第14条～第19条)	(第13条～第19条、第21条～第24条)

(資料25) 既判力の範囲について

【既判力の定義】

裁判が確定した場合に生じる、そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果を既判力という。同一事項が再び訴訟上問題となったとしても、既判力の及ぶ範囲では、当事者及び裁判所は、先の判断と矛盾する主張、裁判をすることは許されなくなる。

【現行法上の既判力の範囲】

← 既判力の客観的範囲 →

	判決の主文 ^{*1}	判決の理由 ^{*2}
既判力の主観的範囲 ↑	当事者 (原告、被告等)	既判力は原則として及ばない ^{*3}
	当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人 ^{*4}	
	その他 (一定の要件を満たす承継人 ^{*5} 等)	
	特定範囲の第三者	特定範囲の第三者にまで既判力が拡張される判決の例は以下のとおり (参考条文2) ・破産債権の確定 ・更生債権の確定等
	一般の第三者	一般の第三者にまで既判力が拡張される判決の例は以下のとおり (参考条文3) ・人事関係訴訟 ・団体関係訴訟等

*1 判決の結論の部分で裁判の核心をなす。

*2 判決において主文の判断を導くに至った前提をなす事実。法の適用を示し、かつ判断の経路を明らかにする部分。

*3 判例においては、信義則を用いて、訴訟物の枠(主文に包含するもの)を超えて後訴を却下したものもある。

*4 他人の権利利益について、当事者として訴訟を進行する資格をもつ者。具体的には債権者代位訴訟の場合がある。

*5 口頭弁論終結後に当事者から訴訟物たる権利を承継した者。具体的には、債権を原告から譲り受けた者、所有権確認請求の目的物件を被告から譲り受けた者があげられる。

【参考条文】

【1】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（既判力の範囲）

第一百四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 （略）

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

第一百五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一 当事者

二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 （略）

【2】

破産法（平成16年法律第75号）

第三十一条 破産債権の確定に関する訴訟についてした判決は、破産債権者の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

会社更生法（平成14年法律第154号）

第六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

【3】

人事訴訟法（平成15年法律第109号）

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 （略）

商法（明治32年法律第48号）

第九条^{*1} 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 （略）

*1 本条項は、第112条（会社の解散判決）、第136条（会社設立無効の訴え）、第141条（債権者による会社設立取消しの訴え）、第247条（総会決議取消しの訴え）、第252条（総会決議不存在・無効確認の訴え）、第280条ノ16（新株発行無効の訴え）等に準用されている。

(資料26) 同時複数提訴について

【二重起訴の禁止】

実質的には一つの紛争であるのに、訴訟が複数係属しそれぞれ別個に審理することを認めることは、被告の応訴負担の軽減や不必要な訴訟の排除、判決矛盾の危険の観点等から妥当ではないため、裁判所にすでに訴訟係属している事件については、同一当事者間で重ねて別訴を提起することは禁止されている(民事訴訟法第142条)。

【要件】

二重起訴に該当するためには、以下の要件を充たすことが必要である。

(1) 当事者について

前訴と後訴の当事者が同一であること^{*1}。

(2) 訴訟の対象について

訴訟物^{*2}である権利又は法律関係が同一であること。

(3) 手続について

前訴の係属中に別訴を提起すること^{*3}。

【効果】

上記の要件を充たす場合には、裁判所は、判決で後訴を不適法として却下しなければならない。

【参考条文】

民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(重複する訴えの提起の禁止)

第一百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

*1 通説・判例は、両訴の当事者が異なっても、一方の訴えの当事者が他方の訴えの判決の効力を受ける場合は、事件の同一性を認める。

*2 訴訟の目的ともいわれ、訴訟上の請求と同義に用いられる。原告が被告に対して主張する権利・法律関係をいう。

*3 前訴の手続内で訴えの変更又は反訴の方法で審判を申し立てるときは、別訴とならない。

(資料27) 訴えの取下げ、請求の放棄、訴訟上の和解について

【定義】

1．訴えの取下げ

民事訴訟において、原告がその提起した訴えの全部又は一部を撤回する訴訟行為。

訴えの取下げは終局判決が確定するまで可能であるが、被告が本案につき準備書面を提出し又は弁論準備手続若しくは口頭弁論をした後は、被告の同意が必要である。

取下げにより訴えは初めから係属しなかったことになる。終局判決後に訴えが取り下げられると、終局判決は効力を失うが、原告はその後同一の訴えを提起することができなくなる。

2．請求の放棄

請求の放棄とは、民事訴訟の口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日において、原告が自己の訴訟上の請求（訴訟物）である権利主張を否定する陳述をすることをいう。

この行為がなされた場合、そのことが口頭弁論調書に記載され、訴訟手続は終局判決を経ずに終了し、調書の記載は確定判決と同一の効力をもつ。

3．訴訟上の和解

和解とは、訴訟の係属中当事者がその主張を互いに譲歩して訴訟を終了する旨の合意である。

和解は判決と比較して、一般に簡易・迅速・低廉な手続であり、紛争の一刀両断的な解決を回避でき、自主的な紛争解決方法として合意を前提とするため任意の履行も期待でき、さらに、実定法の枠にとらわれない新たな救済方法を創造できるという紛争解決上の利点を有するが、主として当事者間の交渉により成立するものであるので、和解手続及び和解内容の公正さを確保することが課題となる。

【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴えの取下げ）

第二百六十一条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3～5 （略）

（訴えの取下げの効果）

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

（請求の放棄又は認諾）

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

（和解調書等の効力）

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(資料 28) 援用制度の概要

【既判力の範囲】

確定判決は既判力を有するが、その効力の及ぶ範囲については、以下のような制限がある。

1. 判決の主観的範囲

確定判決の拘束力は、訴訟当事者等にもみ及ぶものとされており、訴訟と関係のない第三者に対しては原則として拘束力が及ばない。

2. 判決の客観的範囲

確定判決の内容のうち拘束力を持つのは、原則として判決主文に記載された部分だけであって、判決の理由中に記載された判断の部分については拘束力を有しない。

【消費者団体訴訟制度における既判力の限界】

事業者が契約条項の使用差止請求を認める判決を無視し、当該契約条項を含む契約を消費者と締結した場合であっても、当該確定判決の既判力は、

1. 新たに訴えを提起する個々の消費者

2. 差止請求が認められた契約条項の不当性の判断（判決の理由）

のいずれにも及ばないことから、差止判決後に消費者個人が提起した訴えにおいて、裁判所は自由に当該条項の有効性を判断することができることとなる（その結果として、差止判決とは異なって契約条項を有効とする判断がなされることもあり得る）。

【援用制度】

契約条項の使用差止めを命じられた事業者が判決を無視して当該契約条項を含む契約を締結した場合等においては、契約の相手方である消費者が当該差止判決後に提起した訴えで当該消費者が差止判決を援用する限り、当該条項を無効とみなす規定を設け、差止判決の実効性を高めようとする制度が援用制度である。

消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ、オランダにおいて援用制度が導入されている。

【ドイツにおける判決の援用制度の活用状況】

不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するとき、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる（差止訴訟法 11 条）。これは、既判力の例外として判決効を第三者に拡張する制度である。しかしながら、連邦司法省でのヒアリングによれば、判決の結果がマスコミによって公表されたり、事業者が自主的に是正することが多いので、実際にはこの援用制度はほとんど活用されていないという。

（「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より抜粋）

(資料 29) 我が国の ADR の分類 (例)

司法制度改革推進本部事務局資料 (平成 15 年 7 月) に基づき
内閣府国民生活局作成

< 手続の種類に着目した分類 >

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

(例) 調停
あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

(例) 裁定
仲裁 等

< 提供主体に着目した分類 >

司法型

裁判所内で行われるもの

(例) 民事調停
家事調停

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

(例) 公害等調整委員会
建設工事紛争審査会
(中央、地方)
国民生活センター
消費生活センター
消費者苦情処理委員会 (地方) 等

民間型

民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

(例) 日本商事仲裁協会
弁護士会仲裁センター
各種 PL センター 等

(資料30) 土地管轄について

【定義】

管轄とは、裁判所間での裁判権の分担の定めである。管轄の生じる根拠により、法定管轄（法律によって直接定まる管轄）等に分類される。

法定管轄には分担を決める基準により更にいくつかの管轄に分類され、そのうちの一つとして土地管轄がある。

土地管轄とは、事件に対する同種の裁判権（民事裁判権等）の行使を所在地を異にする同種の裁判所（地方裁判所等）のどれに分担させるかの定めである。

土地管轄は、事件の当事者又は訴訟物と密接に関連する特定の地点（裁判籍）の所在地を管轄区域内に持つ裁判所に生じる。

【裁判籍】

裁判籍には以下の区分がある。

1．普通裁判籍

被告の生活・活動の根拠地は、当事者間の公平の考慮に基づき、訴訟において受動的立場にある被告への便宜の観点から、事件の種類を問わず一般的に管轄権が認められる。これを普通裁判籍という（民事訴訟法第4条）。

2．特別裁判籍

特別裁判籍とは、特定の種類の事件の特質に応じ、普通裁判籍と競合して又はその例外として認められる裁判籍である。

特別裁判籍は、他の事件とは無関係にその事件について独立に認められるものであり、具体的には民事訴訟法第5条で列挙されている（別紙参照）。

【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（普通裁判籍による管轄）

第四条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 （略）

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5・6 （略）

(資料31) 管轄の合意について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（管轄の合意）

第十一条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

(別紙) 民事訴訟法第5条に定められている土地管轄の特別裁判籍

訴 え の 内 容		訴 え を 提 起 で き る 地
1	財産権上の訴え	義務履行地
2	手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地
3	船員に対する財産権上の訴え	船舶の船籍の所在地
4	日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え	請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
5	事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所の所在地
6	船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え	船舶の船籍の所在地
7	船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え	船舶の所在地
8	会社その他の社団又は財団に関する訴えで社員としての資格に基づくもの等に関するもの	社団又は財団の普通裁判籍の所在地
9	不法行為に関する訴え	不法行為があった地
10	船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え	損害を受けた船舶が最初に到達した地
11	海難救助に関する訴え	海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地
12	不動産に関する訴え	不動産の所在地
13	登記又は登録に関する訴え	登記又は登録をすべき地
14	相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地
15	相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地

(資料 32) 訴額について

【定義】

訴額とは、訴えによって原告が被告に対して主張する権利関係について原告が有する直接の経済的利益を金銭評価した額（訴訟の目的の価額）であり、事物管轄(注1)及び印紙の貼用により納めるべき手数料の額の算定の基準となる。

訴訟上の請求は、経済的利益を目的とする財産権上の請求と経済的利益を目的としない非財産権上の請求の二種類があり、非財産権上の請求については、以下のように取扱われる。

(注1) 第一審訴訟事件に対する裁判権を簡易裁判所と地方裁判所との間で分担する定めをいう。

訴額が140万円を超えない請求は簡易裁判所に、これ以外の請求は地方裁判所に属する。

【非財産権上の請求について】

非財産権上の請求については、その性質上訴額は考えられないので、

- ・ 事物管轄との関係では140万円を超えるものとみなし地方裁判所の管轄に属するものとされ、
- ・ 手数料の額との関係では160万円とみなされる。

なお、財産権上の請求であっても、訴額の算定が極めて困難な場合は、非財産権上の請求と同様に扱われる。

【参考条文】

商法（明治32年法律第48号）

第二百六十七条 六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

2 (略)

3 会社が第一項ノ請求アリタル日ヨリ六十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ同項ノ請求ヲ為シタル株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

4 前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

5 前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

6・7 (略)

【訴えの提起における手数料の算定方法】

手数料の具体的な算出方法は、民事訴訟費用等に関する法律第3条及び別表第1に規定されており、訴えの提起における手数料は、訴額の目的の価額に応じて、以下に定めるところにより算出して得た額となる。

訴 額 の 目 的 の 価 額	手 数 料 の 額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに 1,000円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに 1,000円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに 2,000円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに 3,000円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに 1万円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに 1万円

例えば、非財産権上の請求（訴額が160万円とみなされる）の場合、手数料は、
100万円までの部分について $100万 \times 1,000円 / 10万 = 10,000円$
残りの60万円の部分について $60万 \times 1,000円 / 20万 = 3,000円$
計 13,000円となる。

【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴訟の目的の価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・3 （略）

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。

財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 （略）

(資料33) 国民生活センターの研修事業

(1) 独立行政法人国民生活センター業務方法書(平成15年10月)

(行政庁、団体等の依頼に応じた国民生活に関する情報提供等)

第5条 センターは、センター法第10条第3号及び第6号の規定により、次の各号の業務を行う

一~五 (略)

六 地方公共団体、消費者団体、事業者等を対象とした研修を行う。

七 (略)

(2) 独立行政法人国民生活センター中期目標【平成15年度下半期~平成19年度】(平成15年10月)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1)~(4) (略)

(5) 研修

研修

地方公共団体の職員、地方公共団体等の消費生活相談員、消費者団体等の職員、企業の消費者対応部門の職員等を対象として、消費者被害の動向、個人情報保護に関する法律など国民生活に関連する法律の制定等、新たなニーズに即して研修を実施する。

研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施する。

(略)

(資料34) 我が国の消費者団体の数及び会員数

	広域団体	県域団体	地域団体	合 計
団体数	80	331	2,414	2,825
会員数(千人)	11,919	1,429	1,569	-

(備 考)

1. 内閣府「平成16年度消費者団体基本調査結果」より作成。
2. 本調査においては、
 広域団体：都道府県の範囲を超えブロック又は全国的に会員がいて活動を行う団体
 県域団体：都道府県のおおむね全域に会員がいて活動を行う団体
 地域団体：郡、市、区、町、村などを範囲として活動を行う団体
 としている。
3. 会員数は、広域団体と県域団体・地域団体の間で重複することがあるため、単純に合計することができない。

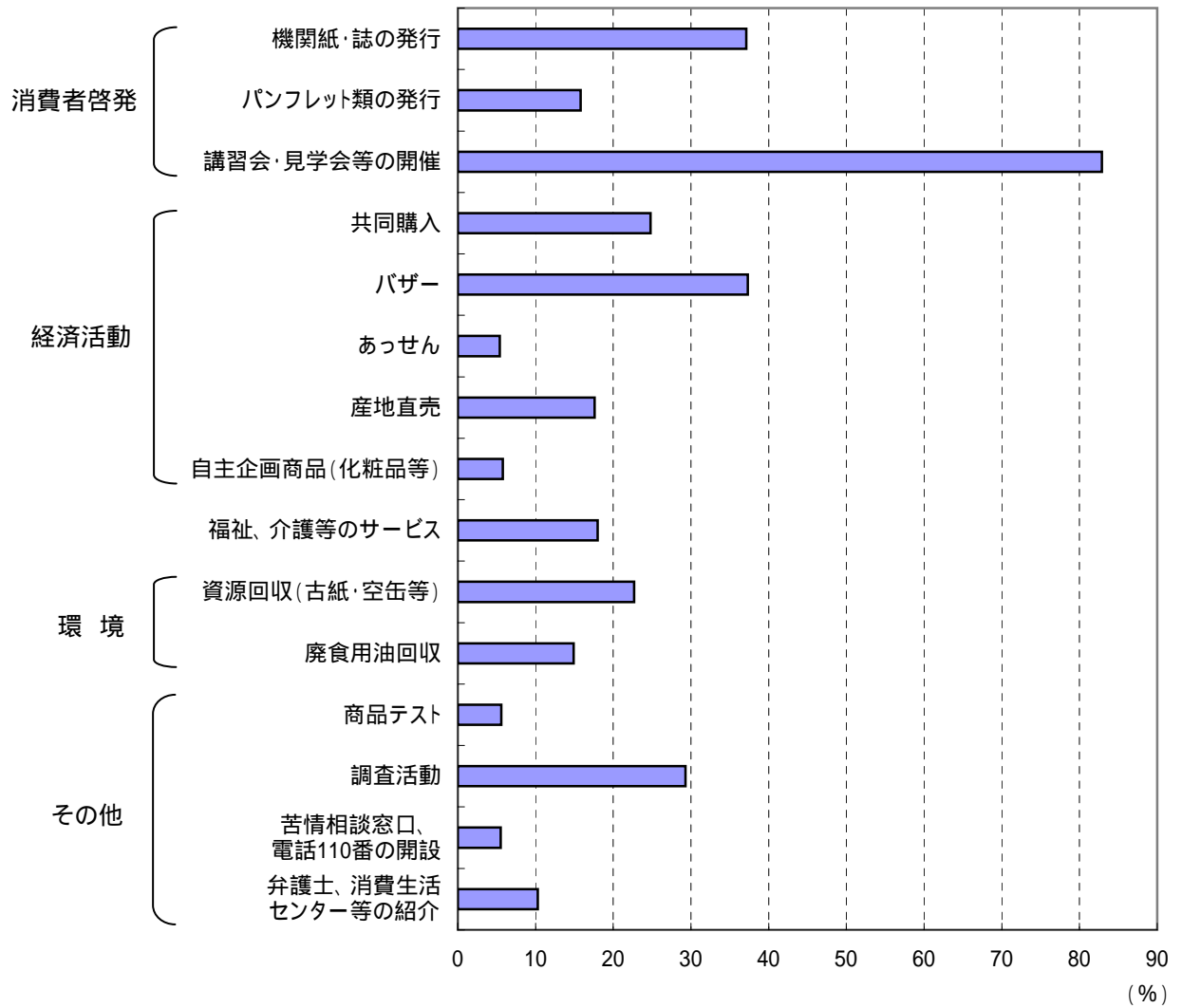
(資料35) 法人格を取得している消費者団体数

	広域団体	県域団体	地域団体	計
社団法人	2	11	9	22
財団法人	4	15	4	23
NPO法人	32	57	72	161
その他	2	2	3	7
合計	40	85	88	213

(備 考)

1. 内閣府「平成16年度消費者団体基本調査結果」より作成。
2. 「その他」は、社会福祉法人、中間法人、消費生活協同組合連合会である。

(資料36)我が国の消費者団体の活動内容



(備考) 1. 内閣府「平成16年度消費者団体基本調査結果」より作成。
 2. 複数回答(N = 2,825)。